

平成18年度11月宮崎県定例県議会

平成17年度普通会計決算特別委員会  
環境農林水産分科会会議録

平成18年11月29日～12月1日

場 所 第4委員会室

平成18年11月29日（水曜日）

午後3時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成17年度決算の認定について

出席委員（9人）

主	査	丸山裕次郎
副主	査	外山衛
委	員	永友一美
委	員	星原透
委	員	水間篤典
委	員	前本和男
委	員	押川修一郎
委	員	高橋透
委	員	河野哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	税所篤三郎
環境森林部次長 (総括)	本部殷國
環境森林部次長 (技術担当)	原田美弘
部参事兼 環境森林課長	太田英夫
環境管理課長	岡田英治
環境対策推進課長	飯田博美
自然環境課長	坂本成海
森林整備課長	金丸隆一
山村・木材振興課長	中村毅
計画指導監	大木正文
技術検査監	星野次郎

林業公社対策監	池田隆範
木材流通対策監	楠原謙一
国土保全対策監	江口勝一郎
林業技術センター長	黒木由典

事務局職員出席者

議事課主査	湯地正仁
政策調査課主事	小城勇生

○丸山主査 ただいまから普通会計決算特別委員会、環境農林水産分科会を開会します。

まず、分科会の日程についてであります。お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、11月28日の本会議終了後に開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

今般、県土木部幹部職員が公共工事発注に関する競売入札妨害容疑で逮捕されるという重大かつ看過できない問題が発生したことから、公共3部門の公共工事、特に一般及び指名競争入札について、通常の見査審査に加え集中的に見査することになりました。

審査の進め方については、お手元に配付の「平成17年度普通会計特別決算委員会 商工建設及び環境農林水産分科会における審査について」のとおりとさせていただくこととなりましたので、御協力お願い申し上げます。

続きまして、通常の見査審査についてですが、まず、執行部の説明は、お手元に配付の説明要領により行われますが、決算事項別の

説明は、「目」の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくをお願いいたします。

次に、監査委員への説明を求めることが必要な場合の審査の進め方についてであります。その場合には、主査において他の分科会との時間調整を行った上で審議の場を設ける旨が確認されましたので、よろしく申し上げます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 分休憩

---

午後 3 時 7 分再開

**○丸山主査** それでは、分科会を再開いたします。

まず、分科会審査の進め方について、執行部の皆様に御説明いたしますが、今般、残念なことに、県土木部幹部職員が公共事業の発注に関する競売入札妨害の容疑で逮捕されるという、重大かつ看過できない問題が発生したことから、公共 3 部の公共工事、特に一般及び指名競争入札について、通常の決算審査に加えて集中的に審査することといたしました。

審査の進め方といたしまして、通常の普通会計決算審査に先立ち、平成17年度公共工事、特に一般・指名競争入札についての審査を行うこととしましたので、御協力をお願いいたします。

それではまず、平成17年度公共工事について審査したいと思いますので、執行部の説明をお願いします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

**○税所環境森林部長** 環境森林部でございます

す。委員の皆様には、本当にお疲れさまでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

環境森林部の公共事業の執行状況、競争入札関係について、ただいまから御説明させていただきます。それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております資料、「公共事業の執行について」を用意しております。表紙の目次にありますように、まず、1の「入札制度の概要について」としまして、公共事業のプロセスや入札制度における指名審査会の位置づけ、発注標準額、条件付一般競争入札方式、指名競争入札方式を、また、2の「平成17年度環境森林部公共事業競争入札の状況等について」を資料に沿って御説明いたしますが、詳細につきましては担当課長の方から説明いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

**○太田環境森林課長** それでは、お手元に配付しております資料「公共事業の執行について」、このうち私の方からは、入札制度の概要につきまして御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。初めに、公共事業のプロセスでございますが、まず、図の一番左側をごらんください。全体計画から調査・測量設計、工事施工までの事業の一連の流れを示しております。真ん中の列がそれぞれの段階ごとに業務委託や工事請負として入札を行う状況を示しております。県の方では、各段階におきまして監督、検査等をいたします。右側の列をごらんください。各段階での発注先を示しております。全体計画調査では測量・設計コンサルタントに、調査・測量設計では測量・設計コンサルタント及び地質調査会社に、また、工事の施工段階では一般土木業者などに発注することになります。

次に、2ページをごらんください。入札契約制度における指名審査会の位置づけにつきまして御説明いたします。

まず、一番上の建設業者の状況でございますが、平成18年4月1日現在で、建設業者は全国で約54万社、うち県内には約5,800社ございます。このうち県工事を受注したい業者は、あらかじめ審査を受けまして有資格業者として名簿に登載される必要がございます、県内業者の約2,700社、県外の約450社が県工事の受注を希望しまして入札参加資格の申請を行っております。この申請を受けまして、下の方に書いてございますように、入札参加資格審査会におきまして業者の技術力や経営力を審査いたします。特A級からD級までの5つのランクづけを行うこととなります。

中ほどでございますが、入札参加資格確認の欄をごらんください。工事発注に当たりましては、その工事を施工するために十分な技術力などが必要でございますことから、審査会におきまして入札参加資格要件を審査いたしますとともに、指名競争入札の場合における入札参加者の選定を行っております。3つの楕円形で示しておりますように、審査会には全庁審査会、部審査会、かい審査会の3つがございます。まず、左側の全庁審査会でございます。この審査会は、副知事を会長としまして、関係部長及び関係課長で組織いたしております。この審査会では、予定価格が5億円以上の工事案件につきまして入札参加させる者の条件を決定いたしております。なお、全庁審査会で審議する案件は2つの入札方式があります。一つは、WTO（世界貿易機構）案件と言われる、政府調達協定によりまして条件をつけることができない、例えば外国からでも参加することができる、金額的に

は24億1,000万円以上の工事の一般競争入札と、もう一つは、参加する業者の会社所在地等を条件といたします、2億～24億1,000万円未満の条件付一般競争入札とがございます。次に、真ん中の部審査会でございます。この審査会は、部長を会長にいたしまして、次長及び各課長で構成するものでございます。この審査会では、予定価格が8,000万円以上5億円未満の条件付一般競争入札に付する工事の入札参加資格条件の決定と、指名競争入札に付する工事の指名業者の選定を行っております。右側のかい審査会でございます。この審査会は、各農林振興局及び西臼杵支庁等に設置されておまして、各出先機関の長と所属内の関係課長で構成されるものでございます。この審査会では、予定価格8,000万円未満の工事案件に係る指名業者の選定を行っております。一番下には、指名競争入札における必要な指名業者数を示しているところでございます。

次に、3ページをごらんください。上の方は、業者のランクづけを行った等級区分ごとの建設工事の金額を示した発注標準額を示しているものでございます。例えば、土木一式工事の場合は、予定価格が1億円の場合には特A級（8,000万円以上）への発注となりますし、予定価格が5,000万円の場合にはA級（4,000万円以上8,000万円未満）への発注となります。

また、下の方の表でございますが、平成18年10月2日現在における等級区分ごとの有資格業者数を掲載いたしております。

次に、4ページでございます。条件付一般競争入札方式でございますが、ここには記載しておりませんが、先ほど御説明申し上げましたように、一般競争入札には、政府協定によ

り地域要件を設定できない、いわゆるWTO案件にかかわるものと、参加業者の会社所在地などを入札の参加条件とします条件付一般競争入札とがございませう。WTO案件は予定価格が24億1,000万円以上の工事とございまして、本県では事例がほとんどないことから省略させていただきますと、条件付一般競争入札について御説明いたします。

まず、1の概要とございませうが、この入札は、競争入札に付する工事の概要、応募条件等を示した公告をいたしまして、要件を満たし、入札に参加を希望するすべての者により競争させ、最も低い価格で入札した者を落札者とするものとございませう。

2の対象範囲とございませうが、入札参加資格の審査を入札の前に行くか後に行くかの違いによりまして事前審査型と事後審査型に分類されます。予定価格が2億円以上の工事（建築の場合は2億5,000万円）につきましては事前審査型で、予定価格1億円以上2億円未満（建築の場合は2億5,000万円未満）につきましては事後審査型でそれぞれ実施してございまして、事後審査型につきましては、条件付一般競争入札の対象拡大に伴い対象工事がふえまして入札事務量も増加するということから、従来の指名競争入札で実施する工事と同じ程度の手続期間で済むように導入したものとございませう。事前審査型の場合では、公告から入札まで50日前後を要することになりますが、事後審査型では20日前後で実施できるようになってございませう。また、本年7月1日から、5,000万円以上1億円未満の工事の一部につきましても試行を行っているところでございませう。

3の条件付一般競争入札のフローでは、この手続の流れを示しているところでございませう。

参考までに、一般競争入札の一般的なメリット、デメリットを例示として挙げますと、メリットとしては、広く事業者の参加の機会が得られる、競争性、公平性が向上するといったことが指摘されてございませう。また、デメリットといたしましては、不適格業者の参加とか工事の質の低下、あるいは事務量の増大といったようなことが挙げてありまして、一般競争入札を改良した方式として条件付一般競争入札というものが加えられてございませう。

次に、5ページをお開きください。指名競争入札方式について御説明申し上げます。

1の概要とございませうが、この入札は、あらかじめ登録されている県の有資格者名簿の中から、発注する工事を施工する能力を有している会社を選びまして競争入札させるものとございませう。

2の対象工事及び指名業者数とございませうが、指名競争入札の対象となる工事は、建設工事と250万円以上1億円未満、業務委託と100万円以上2億4,000万円未満としてございませう。また、入札に参加させる業者数は、建設工事については、予定価格が2,000万円未満の場合には9者以上、2,000万円以上の場合には12者以上といたしてございませう。委託業務につきましては、予定価格が500万円未満の場合には3者以上、500万円以上2,000万円未満の場合には5者以上、2,000万円以上の場合には8者以上となっております。

次に、3の指名基準とございませう。先ほど御説明いたしました等級区分がアからケまで9つ上げてございませうが、アでは、工事の内容に応じた等級格付が必要となっております。それからイに上げてございませうように、業者の営業所が適切な地域にあるかということで地理的条

件。技術的な適性とも関連いたしますけれども、工事を施工いたします地域の工事特性に精通しているかどうかといったようなことが要素として上げられます。ウ、当該建設工事等の施工についての技術的適性を有しているかどうか。これは、地すべりとかいろいろな工種があるわけですが、同種の工事の実績があるか、あるいはその地域の地形、地質等と同じような施工の実績があるか。あるいは有資格者、技術職員がいるかどうかといったようなことが審査の対象になります。エは、指名時における建設工事の手持ち状況がどういう状況になっているか。これは当然会社の従業員の数等も関連してくるわけですが。オの経営及び信用、これは銀行の取引停止処分を受けていないかどうかといったことが審査の対象になります。カは、県の発注工事における工事成績の平均点が2年連続して60点未満でないことを要件といたしております。キが安全管理です。現場での労働安全衛生管理が適切かどうかということが審査の対象になります。クは、建設業法に基づく営業停止、指名停止を受けていないということですが、その他不誠実な行為がないことということで、現場監督の指導に従わないとか、契約の不履行とか、下請関係に問題があるとか労働福祉の除去、こういったことが考慮の対象になると考えております。以上のようなことを総合的に考えた上で業者を選定することになります。

具体的な流れは、4に指名競争入札のフローを示しておりますように、指名審査会におきまして指名業者を選定しまして指名通知を出す。一定の見積期間を置いた上で入札を執行することになります。

指名競争入札につきまして、参考までに一般

的に指摘されているメリット、デメリットを申し上げますと、メリットとしましては、不適格業者の排除がしやすい、工事の質の確保が期待できる、事務手続も容易である、こういったことが言われています。デメリットといたしましては、競争性、公平性の面が低下する、こういったことが言われております。

以上、私の方からの説明を終わります。

**○坂本自然環境課長** それでは続きまして、平成17年度環境森林部公共事業競争入札の状況等について御説明をいたしたいと思います。

お手元に配付しております、ただいまの資料の6ページをごらんいただきたいと思っております。平成17年度に実施をいたしました環境森林部の公共事業につきまして、1の「工事について」と2の「委託業務について」に分けてまとめてみたところがございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思っております。1の工事についてでございます。

(1)の平成17年度発注公共工事にありますように、環境森林部におきましては、17年度に198件の競争入札を行っておりまして、予定価格112億6,441万円余に対しまして発注金額が108億6,523万円余でございまして、落札率は96.46%となっているところでございます。右側の表に治山、林道の内訳を記載しておりますけれども、治山事業が138件でございまして、予定価格71億631万円余に対しまして発注金額が68億4,994万円余でございまして、落札率は96.39%となっているところでございます。林道につきましては60件でございまして、予定価格が41億5,809万円余に対しまして発注金額が40億1,528万円余でございまして、落札率は96.57%となっているところでございます。これらの入札方法別内訳でございまして、表の

(ア)にございますように、一般競争入札が1件となっております。これは西都市吐合のトンネル工事でございます、予定価格10億7,259万円余に対しまして発注金額が10億4,002万円余ということで、落札率は96.96%となっております。また、(イ)の指名競争入札は197件でございます、予定価格101億9,181万円余に対しまして発注金額が98億2,520万円余でございます、落札率は96.4%となっております。また、表の(ウ)には平成17年度発注工事における受注金額の多い上位10社を掲げているところでございます。

次に、(2)の災害復旧工事でございますけれども、平成17年度発注公共工事198件のうち災害復旧工事は77件でございます、予定価格47億6,956万円余に対しまして発注金額が45億8,368万円余でございます、落札率は96.1%となっております。この内訳は、右側の表にございますように、治山が75件、予定価格47億5,761万円余に対しまして発注金額が45億7,207万円余でございます、落札率は96.1%となっております。また、林道は2件ございまして、予定価格が1,194万円余に対しまして発注金額は1,160万円余でございます、落札率は97.11%となっております。災害復旧工事につきましては、受注金額の多い上位5社を掲げておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、(3)の橋梁(上部工)工事でございますけれども、環境森林部におきましては該当がなかったところでございます。

次に、(4)のトンネル工事でございますけれども、(1)の(ア)の一般競争入札で説明をいたしたところでございますが、西都市吐合

のトンネル工事を1件発注いたしてございまして、先ほども申し上げましたけれども、予定価格10億7,259万円余に対しまして発注金額が10億4,002万円余でございます、落札率は96.96%となっております。

次に、(5)の5億円以上の工事でございますけれども、これも(4)で御説明をいたしましたトンネル工事1件でございますので、省略させていただきたいと思っております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思っております。2の委託業務についてでございますが、まず、(1)の平成17年度発注公共委託業務にございますように、環境森林部におきましては17年度に51件の委託業務を発注いたしてございまして、予定価格3億1,903万円余に対しまして発注金額が2億9,927万円余でございます、落札率は93.8%となっております。治山、林道の内訳は、右側の表にございますように、治山が28件でございます、予定価格が2億708万円余に対しまして発注金額が1億9,329万円余でございます、落札率は93.34%となっております。林道は23件ほどございまして、予定価格が1億1,195万円余に対しまして発注金額が1億597万円余でございます、落札率は94.66%となっております。委託業務につきましては、(ア)にございますように一般競争入札は行っていないところでございまして、(イ)にありますとおり、51件のすべてが指名競争入札となっております。

次に、(2)の災害復旧業務でございますけれども、平成17年度発注公共委託業務51件のうち災害復旧事業が11件ございまして、すべて治山事業でございます、予定価格1億4,016万円余に対しまして発注金額が1億3,035万円余

で、落札率は93.01%となっているところでございます。その下には受注金額の多い上位5社を掲げているところでございます。

それから、(3)の橋梁(上部工)工設計業務、(4)のトンネル工設計業務、(5)のヤマト設計受注委託業務につきましては、該当がございません。

なお、9ページ以降につきましては、平成17年度の出先機関別の落札率や受注金額の状況等を添付させていただいておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

**○丸山主査** 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆様から御質疑はございませんか。

**○高橋委員** 事務的なことになるかもしれませんが、指名競争入札方式の指名基準をいろいろ御説明いただきましたが、これは総合的に考えて入札指名を決められるということですのでけれども、加点方式なのか、点数とかけられることなのか、ちょっとその辺がわからないものですから教えてください。

**○坂本自然環境課長** 指名競争入札につきまして、加点方式なのかといった御質問でございますけれども、加点方式はとっていないところでございます。

**○高橋委員** アからケまでありますよね。その項目ごとに目安的な数値があるのかなという概念で聞いたんですが、その辺をもうちょっと教えていただけませんか。

**○坂本自然環境課長** 入札の指名を行う場合におきましては、先ほど説明をいたしました指名基準というのが掲げられているわけでございますけれども、こういったものを条件として並べて整理をしていくこととしているところでございます。先ほど有資格者という話をいたしましたけれども、

それぞれ等級の工事に応じまして、県内または管内で見たときに有資格者がございます。そこで1回対象業者数の絞り込みを行います。そのほか地理的条件とか技術的特性を段階的に絞り込みを行いまして、例えば最終的に入札指名に必要な業者が12業者であれば12業者に絞って選定を行っているところでございます。

**○高橋委員** 業者数に制限があるかなと思っていたんですけれども、金額によって何者以上とかありますよね。今、業者を絞り込むということを言われたから、業者に制限をされるのかなと思いましたが、その辺はあるんですか、お聞きします。

**○坂本自然環境課長** 業者の絞り込みというお話をいたしましたけれども、例えばある地区の管内で発注をするといったときには、県下全体に対象業者数が広く散らばっておりますから、その地域の工事ということで、地理的条件とかというのがございますので、その管内に営業所があるとか本社があるといったこともございますので、そういった場合にはそこで一回絞り込むことといたしておるところでございます。

**○高橋委員** わかりました。地理的条件等で絞り込まれるということですね。

もう一点お聞きします。ちょっと意地悪な質問かもしれませんが、エの当該建設工事を実施する能力ということで、従業員数とかを見るところでありましたが、これはあくまでも上がってくる書類だと思うんです。そこはどうなんでしょうか。

**○坂本自然環境課長** 指名をいたすときには、建設業の登録といった制度がございます。土木部管理課の方で所管をいたしておりますけれども、こういったものの中に、適性とか、こういった工事を専門にしているかといったことがご



ございますので、そういったことを審査いたします。委員おっしゃいましたように、そういった点も参考にしながら指名を進めていくことにいたしておるところでございます。

**○高橋委員** 従業員数とかウの技術的適性というのは、有資格者がいるかどうかで判断されると思うんです。過去に聞いたことがあるものですかから聞くんですけれども、名義貸しがあったりすると聞いたことがあるんです。そういうのがあって指名から外す、審査がもちろん却下になると思うんです。そんなのが過去ありましたか。

**○税所環境森林部長** 高橋委員のお尋ねの件は、俗に言う業者のランクづけの段階の話かと思うんですが、今、県におきましては、土木一式工事であれば特AからDクラスまでの5つのランクづけをやっていきます。その中で経営事項審査というものをやっております。その経営事項審査の中で従業員数、技術者の数とかをチェックするようになっております。おっしゃるように、架空の名義だけという事例は過去に出てきております。土木部の方で全部ランクづけはやっていきますが、そういうことから、不適性業者の排除ということで、たしか16年からだったと思いますが、無作為抽出で立入調査等やって、そのチェックは現在やるようになっております。

**○高橋委員** 要するにランクづけのときに、有資格者として適切なのか、従業員数のチェックなりされていることは私も知っているんですけれども、指名業者を審査するときもチェックは必要だと思うんです。そのことは、今おっしゃった立入調査でチェックしているということで理解していいんですね。

**○税所環境森林部長** 指名業者の選定で

は、5,000万円の工事があるとしみますと、県のランクではAランク業者の中から選定することになります。この資料の3ページでございますが、Aランク業者が県内に214者いると、それを地域条件を入れて、例えば南那珂農林振興局管内の仕事であったとして、南那珂農林振興局管内にAランク業者が20者いると仮定した場合に、業者選定の場合は、従業員の数ということではなくて技術者を見ます。というのは、例えば手持ち工事を5つ持っている。5つ持っているのに技術者が5人しかいないとなれば、6つ目は、その技術者の数からいって現場責任者をつけられませんから、そういう場合は、手持ち工事等を見ながら、AさんというAランク業者であれば、そこは選定から外すと、具体的にはそういう形の審査をしております。

**○星原委員** ちょっとお伺いしますが、委託業務の(5)、今回問題を起こしたヤマト設計受注委託業務については「受注なし」と書いてあるんですが、指名には入ったものがあるんですか。

**○原田環境森林部次長** 指名もございません。受注実績もなしです。

**○星原委員** 17年度の公共工事あるいは委託業務において、談合情報みたいなものが入った案件はあったのですか、ないのですか。

**○坂本自然環境課長** それはございませんでした。

**○星原委員** 落札率が言われているんですが、90%以上、96%ぐらいですべて来ているんですが、これは適正な価格で落札されていると見ていいんですね。

**○坂本自然環境課長** 落札率につきましてはいろんな数字が上がっていると思います。それぞれ工事によって、例えばこの工事は90%もあり

ますし、この工事は98%もあるといった、かなりばらつきがあるのではないかと考えております。これはそれぞれ適正な入札によって得られた結果であると考えておるところでございます。

○丸山主査 ほかにございませんか。

なければ、公共事業の集中審査は以上で終了いたします。

本日の審査は終了いたします。

午後3時50分散会

平成18年11月30日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成17年度決算の認定について

出席委員（9人）

主	査	丸山裕次郎
副主	査	外山衛
委員		永友一美
委員		星原透
委員		水間篤典
委員		前本和男
委員		押川修一郎
委員		高橋透
委員		河野哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	税所篤三郎
環境森林部次長 (総括)	本部殷國
環境森林部次長 (技術担当)	原田美弘
部参事兼 環境森林課長	太田英夫
環境管理課長	岡田英治
環境対策推進課長	飯田博美
自然環境課長	坂本成海
森林整備課長	金丸隆一
山村・木材振興課長	中村毅
計画指導監	大木正文
技術検査監	星野次郎

林業公社対策監  
木材流通対策監  
国土保全対策監  
林業技術センター長  
所  
木材利用技術センター長  
所

池田隆範  
楠原謙一  
江口勝一郎  
黒木由典  
有馬孝禮

農政水産部

農政水産部長  
農政水産部次長  
(総括)  
農政水産部次長  
(農政担当)  
農政水産部次長  
(水産担当)  
部参事兼  
農政企画課長  
地域農業推進課長  
営農支援課長  
農産園芸課長  
畜産課長  
部参事兼  
農村計画課長  
農村整備課長  
水産政策課長  
部参事兼  
漁港漁場整備課長  
農水産物  
ブランド対策監  
団体調整監  
担い手対策監  
農業改良対策監  
消費安全企画監  
家畜防疫対策監  
技術検査監  
国営事業対策監  
漁業調整監  
漁港整備対策監  
総合農業試験場長

長友育生  
永野明德  
黒岩一夫  
森末保治  
宮脇和寛  
玉置賢  
松尾通昭  
村田壽夫  
井好利郎  
石川善成  
後藤田悦男  
藤田仁司  
田代一洋  
小八重雅裕  
假屋義成  
米良弥  
荒武正則  
吉田周司  
浜口定男  
松井郁治  
佐藤公一  
那須司  
野田和彦  
齋藤尚

県立農業大学校長 近 間 儀 博  
畜産試験場長 児 玉 盛 信  
水産試験場長 佐 藤 信 武

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 査 湯 地 正 仁  
政策調査課主事 小 城 勇 生

---

○丸山主査 それでは、分科会を再開します。

引き続き、平成17年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○税所環境森林部長 おはようございます。きのうに引き続き、またよろしく願いいたします。

環境森林部関係の17年度決算について御説明いたしますが、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております普通会計決算特別委員会資料の1ページをお開き願います。1ページから2ページにかけて県総合長期計画に基づく施策体系表を掲げております。左端の「快適な環境を享受できる社会」以下4つの区分に沿いまして、17年度環境森林部の主要施策の主な内容について御説明申し上げます。

まず初めに、左端1段目の「快適な環境を享受できる社会」についてであります。右端①二酸化炭素等排出削減行動の推進につきましては、温室効果ガスの排出を抑制するために、地球温暖化防止活動推進員による地域における啓発を行うとともに、地球温暖化防止活動推進センターが実施します出前研修やフェスティバルの開催等に対して支援することで、広く県民に対しまして地球温暖化防止の啓発を実施したところであります。また、18年3月に地球温暖化

対策地域推進計画の見直しも行ったところであり  
ます。

続きまして、②4Rと廃棄物の適正処理の推進につきましても、廃棄物監視員を増員するとともに、民間団体の協力を得まして不法投棄に関する情報ネットワークを強化しまして、不法投棄等不適正処理の早期発見、指導あるいは原状回復の徹底等を図ったところでもあります。

次に、③良好な大気環境の保全、次の④良好な水環境の保全につきましても、大気、水質の常時監視を実施するなど、大気汚染や水質汚濁の未然防止に努めますとともに、計画的な合併処理浄化槽の整備促進を図りまして、生活排水対策の推進にも努めたところでもあります。

次に、⑥県民参加による豊かな森林づくりの推進につきましても、県民参加の森林づくり等を推進する「水と緑の森林づくり条例」を制定するとともに、「みやざき悠久の森づくり」や「県民緑化運動」等を展開いたしました。

⑨生物多様性の確保につきましても、「野生動植物の保護に関する条例」を制定いたしまして県内の野生動植物の保護を図るとともに、高千穂町におきまして「全国野鳥保護のつどい」を開催し、野鳥保護の推進や愛鳥思想の普及を図ったところでもあります。

次に、⑩環境学習の推進につきましても、自主的に環境学習に取り組む幼稚園あるいは保育所等を支援するなど環境学習を推進するとともに、⑪の県民、NPO・ボランティア、事業者、自治体等のパートナーシップによる環境保全活動の推進において、県民、事業者、団体、行政等で構成する「環境みやざき推進協議会」を組織いたしまして、県民総ぐるみ運動としまして「クリーンアップ宮崎」を実施するなど、県民の環境保全に対する理解と実践活動の促進に努

めたところでもあります。

次に、左端2段目の「安全で安心して暮らせる社会」についてであります。右端の⑫県土の保全対策の推進につきましては、山地に起因する災害から県民の生命や財産を守るために、山地治山事業や保安林整備事業等を実施しますとともに、17年の台風14号により発生いたしました山腹崩壊や治山施設災害の早期復旧にも努めたところでもあります。

続きまして、左端3段目の「力強い産業が営まれる社会」についてであります。まず、右端の⑬健全で多様な森林の整備・保全につきましては、水源の涵養や土砂の流出防止の機能を果たすために、市町村とも一体となりまして、植栽未済地の解消や長伐期施業への誘導のための高齢級間伐等の推進に努めたところでもあります。

次に、⑭環境に配慮した林業経営の推進につきましては、地域森林計画を樹立し、造林、除間伐、長伐期施業及び広葉樹林造成等を推進するとともに、適正な森林施業の推進に欠かせない林道や作業道の開設等に努めたところでもあります。また、「森林整備地域活動支援交付金」によりまして、森林所有者等が行います森林の現況調査等に対しまして支援を行っております。

次の⑰グローバルな競争に打ち勝つ木材産業の構築につきましては、木材製品の加工・流通体制の充実強化を図るために、人工乾燥技術研修会の実施や人工乾燥施設整備を支援しますとともに、プレカット加工施設や集成材加工施設等の高次加工施設の整備にも努めてまいりました。

次に、⑱県産材の需要拡大の推進につきましては、県外出荷拡大に向けた新たな需要先を開

拓するための商談会の開催や、輸送コストの合理化につながる集出荷体制を整備しますとともに、県内における木材需要の拡大を図るために、公共施設の木造化4施設や内装木質化6施設に対しまして支援、木造住宅の普及、PR等にも努めてまいりました。

次に、⑳未来を拓く新たな技術開発・普及につきましては、林業技術センターにおきまして「原木シイタケの栽培技術の改善」など、地域林業に密着した試験研究やその実用化を図りまして、開発した生産技術等の生産現場への早期移転に努めてきたところでもあります。また、木材利用技術センターにおきましては、スギを中心とします県産材の利用技術の開発や高付加価値化を図るために、企業ニーズに即した実用的な試験研究を推進するとともに、日向市駅舎などの大型木造施設の建設等に対しまして技術的な指導も行ったところでもあります。

続きまして、左端4段目の「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」についてであります。右端の㉑都市と農山漁村の交流促進につきましては、「森の民宿」の利用促進、また、㉒の地域資源を生かした産業の育成につきましては、森林の癒し機能等の地域資源を活用した取り組みの促進、また、㉓の国土保全奨励制度の推進につきましては、本制度の推進を図るための関係省庁等への要望活動等にも努めたところでございます。

以上が、環境森林部の17年度の主要施策の主な内容でございます。

続きまして、3ページをお開き願います。環境森林部の17年度の決算状況でございます。この表の一番下の合計欄でございます。環境森林部全体の決算額は、一般会計、特別会計合わせまして、予算額が483億586万1,000円に対しま

して支出済額343億879万3,466円、繰越額が、繰越明許費で120億5,660万9,000円、事故繰越で13億3,047万7,000円となっております。この結果、不用額が6億998万1,534円となりまして、執行率で見た場合71%となっておりますが、繰越額を含めた執行率で見た場合は98.7%となっております。

次に、6ページをお開き願います。監査における指摘事項につきましては、1件指摘を受けております。内容は、木材利用技術センターでの物品購入におきまして、契約書または請書による契約がなされていないものが見られるとの指摘であります。この件につきましては、指摘を受けた後、直ちに請書を徴収したところでございます。今後このようなことが発生しないよう、物品購入の執行に当たりましてはチェック体制をさらに強化し、適切な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

最後に、お手元に「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」という冊子が行っているかと思っております。薄いやつでございますが、こちらの方で3件ほどの意見・留意事項がありましたが、これにつきましては後ほど関係課長の方から御説明させていただきます。

以上、環境森林部の主要施策の主な内容と決算状況等を御説明いたしました。詳細につきましてはそれぞれ担当課長の方から御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○太田環境森林課長** それでは、環境森林課の平成17年度の決算及び主要施策の成果につきまして御説明いたします。

まず、平成17年度普通会計決算特別委員会資料の3ページをお開きください。環境森林課の決算の状況は、表の一番上の段にございますよ

うに、予算額30億4,567万9,000円に対しまして支出済額は28億9,774万4,456円で、不用額は1億4,793万4,544円、執行率にしまして95.1%でございます。

次に、「環境森林課」のインデックスがついております8ページをお開きください。「目」の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明します。

上から3段目の(目)林業総務費で、不用額が1億4,563万9,482円、執行率は89.5%でございます。これはほとんどが人件費の執行残でございます。これはほとんどが人件費の執行残でございます。当初、県単独で予算措置していました人件費を国庫補助事業に振りかえまして、財源の有効活用を図ったことによるものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」をごらんいただきたいと思っております。個別の事業説明に入ります前に、今回の主要施策の成果に関する報告書の記載が変更となっておりますので、その主な内容につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、表紙から4枚めくっていただきたいと思っております。右のページに「『平成17年度主要施策の成果に関する報告書』の変更点について」というのがございます。こちらの方をごらんいただきたいと思っております。一番上の段の1 全般的な事項にございますように、「政策評価」との連携を図りますために、原則として政策評価における「施策評価シート」の内容を新たに記載しております。

具体的に、環境森林課の報告書をごらんいただきながら御説明いたしたいと思っております。青いインデックスの「環境森林課」のところの次のページ、166ページをごらんいただきたいと思

います。変更内容の主なものとしましては、先ほどお話ししました「施策評価シート」に基づきまして、中ほどにございます「施策の推進状況」の欄を記載いたしますとともに、その下の「施策の成果指標・数値目標等」の欄につきまして、それぞれの課で該当する指標等を上げて——この場合は上げている場合だけでございますが、関係指標等を記載しております。ただし、「施策の推進状況」A、B、C、Dという評価がございますが、この評価につきましては、すぐ上でございます「施策推進のための主な事業及び実績」に対する評価ではなくて、このページの上から2行目、3行目にございます、(1)環境学習の推進、「施策の目標」、この項目に対する「施策の評価」でございまして、他の部局や他の課の事業が含まれているものが多く、必ずしも記載している課の事業だけの評価ではございませんので、この点御了承いただきますようお願いいたします。

記載内容の変更につきましては以上でございます。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。1枚戻っていただいて、165ページをごらんください。まず、上から4行目(1)二酸化炭素等排出削減行動の推進でございます。中ほどの「施策推進のための主な事業及び実績」の表をごらんください。宮崎県庁エコアップ推進でございます。右の「主な実績内容」の欄にございますように、平成12年6月に認証を取得しました環境マネジメントシステム(ISO14001)及びその具体的な取り組みを定めました「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」に基づきまして事務事業を進め、全庁を挙げて環境負荷の低減に努めたところでございます。下の「施策の評価」の欄にございますように、本庁

舎周辺所属の電気使用量が減少するなど一定の成果は上がっているところでございますが、一部の県民サービス部門におけるエネルギー消費量の増加等がございまして、下の方に表がございまして、平成17年度における県庁全体の温室効果ガス排出量は増加しておるところでございます。今後は、ことし3月に新しい実行計画に改定いたしておりますが、新たに毎週水曜日の「地球にやさしい行動の日」の取り組みなどを通じまして、さらに職員一人一人の環境保全活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に166ページ、上から2行目の(1)環境学習の推進でございます。中ほどの「施策推進のための主な事業及び実績」の表をごらんください。上の段の環境保全アドバイザー派遣でございますが、右の「主な実績内容」の欄にございますように、学校、地域、職場で開催されました77回の講演会や研修会などに対しまして環境保全アドバイザーを派遣し、環境保全意識の向上や環境保全活動の実践の促進に努めたところでございます。

下の段の未来の宮崎を担うこどものための環境学習促進では、右の「主な実績内容」の欄にございますように、県内11園をエコ幼稚園・保育所に指定いたしまして講師派遣などの支援を行うとともに、小中学生の自主的な環境活動グループでございます、こどもエコクラブの活動の支援を通じて、幼児、小中学生に対しまして子供の成長過程に応じた環境教育を推進したところでございます。

次に、167ページの(2)県民、NPO・ボランティア、事業者、自治体等のパートナーシップによる環境保全活動の推進でございます。中ほどの「施策推進のための主な事業及び実績」

の表をごらんください。上の段のエコみやぎき推進でございますが、右の「主な実績内容」の欄でございますように、平成17年4月に設立いたしました県民、団体、事業者、行政などで構成いたします環境みやぎき推進協議会におきまして、県民の総ぐるみ運動でございます「クリーンアップ宮崎」の実施や、6月の環境月間におきます県民大会の開催など、県民の環境保全意識の向上と実践活動の促進に努めたところでございます。なお、当協議会の参加企業、団体数につきましては、一番下の「施策の成果指標・数値目標等」の欄でございますように、268団体となっております。今後は、県民運動を推進するための中心的な組織としまして、会員のさらなる拡大と取り組み内容の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

上の方の「施策推進のための主な事業及び実績」の表に戻っていただきまして、この表の下の欄の環境情報センター運営でございますが、右の「主な実績内容」の欄でございますように、県民の環境学習の拠点として環境情報推進員を配置しまして、環境相談や環境講座等の開催を通じて環境保全に関する知識の普及啓発に努めたところでございます。168ページをお開きください。下の「事業の参加者、利用者数等」の表でございますように、環境情報センターの利用者数が数年減少傾向にございますことから、ことし7月に、従来のアゲインビル2階から県立図書館へ移転をいたしまして、このセンターの利便性の向上と機能の充実に努めることとしたところでございます。

次に169ページ、上から4行目の(1)環境に配慮した林業経営の推進でございます。中ほどの「施策推進のための主な事業及び実績」の表をごらんください。上の段の森林計画樹立で

ございますが、右の「主な実績内容」の欄でございますように、森林の樹立すべき機能に応じた森林整備の推進を図るために、各流域における森林整備の指針となります地域森林計画を、改定時期でございました耳川流域について充実しますとともに、一ツ瀬川ほか3流域につきましては森林計画の変更を行ったところでございます。

下の段の森林整備地域活動支援交付金でございますが、「主な実績内容」の欄でございますように、市町村との協定に基づく森林整備推進のための森林現況の調査や歩道の整備などの地域活動に対する支援策としまして、宮崎市ほか30市町村、7万8,727ヘクタールに対しまして交付金を交付したところでございます。

次に、170ページの中ほどになります、(6)未来を拓く新たな技術開発・普及でございます。「施策推進のための主な事業及び実績」の表をごらんいただきたいと思っております。上の段の林業普及指導事業では、「主な実績内容」の欄でございますように、林業、木材産業などが抱える課題につきまして、県下10普及指導区の林業普及指導員によります巡回指導などの普及活動によりまして、森林所有者等に対する適切な指導に努めたところでございます。

以上が、環境森林課の決算の状況と主要施策の成果でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありませんでした。

環境森林課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○岡田環境管理課長** 環境管理課の決算の状況及び主要施策の成果について御説明申し上げます。

もう一度委員会資料の方にお戻りいただきま



して、3ページをお開きください。上から3行目、環境管理課でございます。予算額6億9,460万3,000円で、その右の支出済額は6億7,932万4,354円であります。右端から3列目の不用額は1,527万8,646円となります。その右の執行率でございますが、97.8%となります。

次に、11ページをお開きください。事項別の執行状況でございます。「目」の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

上から4行目の欄、(目)環境保全費の行の右端から2列目の不用額1,527万8,646円でございます。その右の執行率でございますが、97.8%となります。不用額のうち主なものは、下から4番目、負担金補助及び交付金で、不用額は779万5,000円です。これは、市町村が実施する合併処理浄化槽整備に対する補助で市町村の実績が見込みを下回ったことによるものです。また、その下の欄の扶助費でございますが、不用額は414万8,552円です。これは、旧土呂久鉱山に係る公害健康被害に対する医療費等の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の青いインデックスの「環境管理課」のところ、172ページでございます。1「自然と共生した環境にやさしい社会」の(1)二酸化炭素等排出削減行動の推進であります。主な事業の地球にやさしい人づくり温暖化防止推進であります。地球温暖化防止活動推進員105名による地域住民への啓発を行いました。また、地球温暖化防止活動推進センターが実施する出前研修やフェスティバルの開催等の啓発事業に支援いたしました。

なお、記載しておりませんが、二酸化炭素を含む温室効果ガスの状況は、最も新しい統計数値であります平成14年度の統計では、基準年の平成2年に比較して温室効果ガス全体で37%減少したものの、そのうち二酸化炭素は2%の増加となっており、今後とも削減目標を達成するための施策を実施していく必要があると考えております。

次に、173ページでございます。(1)良好な大気環境の保全であります。主な事業の大気汚染常時監視であります。県内の大気汚染の状況を21の測定局で測定し、大気汚染の未然防止に努めたところであります。測定項目10項目のうち環境基準のある5項目の状況は、光化学オキシダントが環境基準を達成していなかったものの、そのほかの項目は環境基準を達成しており、大気の状態はおおむね良好でありました。

次に、騒音・振動・悪臭規制であります。自動車交通騒音や航空機騒音の測定を行いますとともに、市町村と連携してこれらの苦情に対応したところでございます。また、「主な実績内容」の上から3行目、新規事業の焼酎廃液活用型悪臭防止対策推進モデル事業は、養豚業者が行っております。焼酎廃液を用いた悪臭防止技術の調査を行ったところ。その結果、豚舎の悪臭成分でありますアンモニア濃度が半分以下になるということがわかりました。

次に、公害保健対策であります。土呂久地区住民健康観察検診の実施や公害健康被害認定者に対する補償給付を行ったところでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、174ページの中ほどの(2)良好な水環境の保全であります。主な事業の水質環境基準等監視及び排水基準監視であります。河川等の水質汚濁の

未然防止を図るため、宮崎市を除く県内の河川や地下水の水質汚濁の状況を測定いたしました。また、工場、事業場の排水の水質について排水検査や立入検査を行ったところ。水質の状況は、環境基準を達成していない調査項目はありましたが、全体ではおおむね良好な状況でございました。

次に、175ページであります。主な事業の合併処理浄化槽設置整備であります。「第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画」に基づき市町村が実施する浄化槽の整備を促進するため、市町村へ助成したところ。整備状況はおおむね計画どおり進捗しております。

次に、その下の環境保全の森林整備<sup>もり</sup>ですが、この事業は、一ツ瀬川と小丸川の濁水の長期化を抑止するため、県、市町村、電気事業者で拠出いたします資金や民間募金によりまして、ダムの上流域対策として森林整備事業への上乗せ補助や崩壊地等の緑化事業への補助などを行ったところ。であります。

次に、1枚おめくりいただきまして、176ページの中ほどの(3)化学物質対策の推進であります。主な事業のダイオキシン類対策ですが、大気や河川、地下水などの水質、下水処理場などの発生源の排水などを測定したところ。その状況は、すべての調査地点で環境基準を達成しております。

次に、177ページであります。(2)自然豊かな水辺の保全と創出であります。主な事業の新規事業、美しい川・きれいな水ふれあいですが、河川浄化を推進するため、五感を用いたわかりやすい水環境指標を創設いたしました。また、地域実践活動への助成やテレビCMによる啓発を行ったところ。であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、

特に報告すべき事項はありません。

環境管理課の説明は以上であります。

○飯田環境対策推進課長 それでは、環境対策推進課につきまして御説明を申し上げます。

委員会資料の3ページをお開きください。環境対策推進課の予算額は7億1,769万9,000円で、支出済額は7億1,476万9,437円であります。不用額は292万9,563円となりまして、執行率は99.5%であります。

次に、事項別の執行状況であります。12ページをお開きください。「目」の執行残が100万円以上のものは、上から3番目の欄の環境保全費であります。不用額292万9,563円のうち主なものは、上から4番目の欄の報酬49万2,390円と、8番目の欄の旅費117万7,793円でありまして、これにつきましては、保健所の廃棄物監視員の不補充期間が生じたため、報酬と旅費の執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果の主なものにつきまして御説明をいたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、青いインデックスの「環境対策推進課」のところ、ページで言いますと178ページをお開きください。4行目の(1)4Rと廃棄物の適正処理の推進であります。まず、表の一番上の宮崎県ごみ処理広域化推進支援についてであります。これは、宮崎県ごみ処理広域化計画に位置づけられた一般廃棄物処理施設の整備に対して、県が財政支援を行ったものでありまして、17年度はエコクリーンプラザみやぎきの焼却施設及びリサイクルプラザに対して支援を行っております。

次に、新規事業、廃棄物適正処理推進ネットワーク構築についてであります。これは、民間団体等と不法投棄等の情報提供に関する全県

的ネットワークを構築するとともに、各保健所に配置している廃棄物監視員を動員することにより、不適正処理の早期発見、指導、原状回復の徹底を図ったところであります。

次に、産業廃棄物公共関与推進であります。財団法人宮崎県環境整備公社を事業主体にしまして、公共関与による産業廃棄物処理と県央の11市町村の一般廃棄物処理をあわせて行う廃棄物総合処理施設「エコクリーンプラザみやざき」が平成17年10月に完成し、本格的に稼働したところでございます。17年度は、地元住民の理解を得ながら、関係機関と連携し、公社の供用開始に向けた取り組みなどに対しまして支援を行ったところであります。

次に、新規事業、廃棄物適正処理取組情報提供等についてであります。これにつきましては、県や市町村の廃棄物対策の取り組みや廃棄物の現状についての情報を、マスメディアの活用、パンフレットの配布、事業者に対する講習会、不法投棄防止啓発パトロールを通じて提供いたしまして、廃棄物の減量化やリサイクル適正処理の推進を図ったところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見に関しまして、特に報告すべき事項はありません。

環境対策推進課の説明は以上であります。

**○坂本自然環境課長** それでは、自然環境課の平成17年度の決算及び主要施策の成果について御説明をさせていただきます。

本日の委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。表の中ほどの自然環境課の欄をごらんいただきたいと思っております。予算額177億8,832万8,000円に対しまして支出済額が103億2,802万9,332円、繰越明許費が59億8,992万1,000円、事故繰越が12億8,687万7,000円、不用額が1億8,350万668円でございます。執行

率は58.1%となっておりますけれども、繰越額を含めました執行率は99%でございます。

次に、「目」の執行残が100万円以上のもの、「目」の執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

「自然環境課」のインデックスのあるところでございますが、14ページをお開きいただきたいと思っております。表の4行目の(目)林業総務費が不用額349万7,000円でございます。これは、森林保健事務取扱費の国庫委託金の決定がおくれたことによるものでございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思っております。表の2行目の(目)治山費が不用額1,950万2,183円となっております、これは緊急治山事業の国庫負担金の決定がおくれたこと等によるものでございます。執行率57.3%につきましては、不用額並びに緊急治山事業等におきまして、国の予算内示の関係や、昨年の台風による災害で工法の検討に日時を要したこと等により、明許や事故繰越となったことによるものでございます。

次に、19ページをお願いしたいと思っております。表の4行目の(目)林業災害復旧費が不用額1億5,794万7,000円となっております。これにつきましては、国庫負担金の決定がおくれたことや、設計変更により工事費が削減できたこと等によるものでございます。執行率52.1%につきましては、不用額並びに治山施設災害復旧事業におきまして、国の予算内示の関係や、昨年の台風により関連工事がおくれたことから、明許や事故繰越となったことによるものでございます。

続きまして、主要施策の成果の主なものにつきまして御説明をいたします。

お手元の平成17年度主要施策の成果に関する

報告書の青いインデックス、「自然環境課」の181ページをお開きいただきたいと思います。

(1) 県民参加による豊かな森づくりの推進でございます。「施策推進のための主な事業及び実績」の一番上のみやざき悠久の森づくり推進でございます。本県では、県民一人一人が森林にふれあい、緑豊かな郷土を未来へ引き継ぐために、考え、行動する社会づくりを目指す「みやざき悠久の森づくり構想」を推進してまいりました。本事業はその構想推進のために実施したものでございまして、具体的には、県民の皆さんに参加を呼びかけた植栽や下刈りのボランティア実践活動、苗木の提供等を市町村が行います植樹活動の支援、ボランティア活動の指導者となる女性リーダーの養成等を実施したところでございます。女性リーダーにつきましては、第3期生といたしまして、16年11月から約1年間にわたりまして延べ10回の講座を開催いたしました。17年8月に20名の養成を終了したところでございます。また、17年11月から今年9月にかけて、4期生25名の養成を行ったところでございます。また、次代を担う子供たちに対する森林環境教育の推進が重要であることから、教職員を対象とした推進員の養成や教育プログラムの作成を実施したところでございます。

次に、182ページをごらんいただきたいと思います。㊦県木「フェニックス」緊急保護対策であります。県内には約3,500本のフェニックスが確認をされておりますけれども、平成10年以降、主に東南アジアなどに分布いたします害虫のヤシオオオサゾウムシの食害で枯死するものが増加をしております。県ではこれまで、日南海岸沿いのフェニックスを中心に、平成11年度から土木部の方で薬剤散布による防除を実施

してまいったところでございますけれども、それ以外の区域にある民間所有木はほとんど対策がとられておりませんで、被害の蔓延が危惧される状況にあったところでございます。このため、17年度から本事業をスタートさせまして、被害木の調査や被害実態の県民への周知を行いますとともに、44本の民間被害木の伐倒処理を行いまして被害拡大の防止に努めたところでございます。しかしながら、平成17年度には134本が枯死するなど被害はいまだに拡大傾向にございますことから、さらなる取り組みが必要であると考えているところでございます。以上の取り組みによりまして、この施策につきましても県民の森林や緑の重要性に対する理解が進み、県民参加による森林づくりの機運の醸成や自主的な活動の促進が図られますとともに、森林環境教育を推進する体制が整いつつあるものと考えておるところでございます。

次に、183ページをごらんいただきたいと思います。(3) 自然とのふれあいの場の確保でございます。「施策推進のための主な事業及び実績」の欄の上から3番目、自然公園ふれあい環境整備でございます。この事業は、魅力ある自然公園づくりを行う市町村に対しまして事業費の一部を助成するものでございまして、17年度は都城市ほか2市におきまして公園整備等を実施したところでございます。

次に、その下の事業、人と自然のふれあい自然歩道づくりでございます。この事業は、本県を縦断しております九州自然歩道の整備を行うものでございまして、17年度は、台風等で被災をいたしました国富コースや高千穂コースの歩道整備を実施したところでございます。これらの事業の実施によりまして、県民が自然とふれあう場や機会が確保されるとともに、自然環境

に対する県民の理解が高まりつつあるものと見ているところでございます。

次に、184ページをごらんいただきたいと思っております。中ほどの（４）生物多様性の確保でございます。「施策推進のための主な事業及び実績」の下の方の事業、野生鳥獣管理適正化でございます。この事業では、野生鳥獣の適正な管理と被害の防止を図るために、特定鳥獣であるシカの生息調査を行いますとともに、鳥獣保護区周辺の野生鳥獣による被害を防止するために電気さく等の設置を行ったところでございます。

次に、185ページをごらんいただきたいと思っております。最初の事業の有害鳥獣被害対策でございます。この事業では、イノシシやシカ、猿等農林作物に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除のために、市町村単位に設置されました有害鳥獣対策協議会に対しまして、その活動経費の補助を行いますとともに、有害鳥獣捕獲許可の事務を行っている市町村に対しまして事務交付金を交付したところでございます。

次に、その下の第59回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」開催でございます。昨年5月15日に、環境省、日本鳥類保護連盟、本県の共催で常陸宮、同妃両殿下の御臨席を仰ぎまして、高千穂町におきまして、自然や野鳥との触れ合いを通して生命のとうとさを学び、自然とともに生きる心をはぐくむことを目的に、県内外から約3,600人が参加をいたしまして「全国野鳥保護のつどい」を開催したところでございます。これらの事業の実施によりまして人と自然との共生の推進につながるとともに、野生動植物の保護や有害鳥獣による農林作物への被害の軽減が図られたものと考えておるところでございます。

次に、187ページをごらんいただきたいと思っております。（１）県土の保全対策の推進でございます。実績の表の最初の事業、山地治山でございます。この事業は、荒廃山地や荒廃危険山地等の復旧を行うものでございまして、17年度は日之影町樅木尾地区ほか58カ所におきまして谷止工や山腹工等を実施したところでございます。

次に、一番下の段の緊急治山についてでございます。この事業は、災害発生年に緊急に行います復旧整備事業でございます。17年度は高千穂町塩井ノ宇曾ほか59カ所におきまして谷止工や山腹工等に取り組んだところでございます。

次に、189ページをごらんいただきたいと思っております。最上段の治山施設災害復旧でございます。この事業は、災害により被災をいたしました治山施設の復旧を行う事業でございますが、17年度は日之影町佐別当地区ほか11カ所におきまして谷止工や防潮護岸工等に取り組んだところでございます。これら一連の事業によりまして、県民が安全かつ安心して暮らすことができる環境が着実に整いつつあるものと考えているところでございます。

以上が、自然環境課の決算状況と主要施策の成果でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はありません。

自然環境課からの説明は以上でございます。  
**○金丸森林整備課長** それでは、森林整備課の平成17年度の決算及び主要施策の成果について御説明いたします。

恐れ入ります、委員会資料の3ページをお願いいたします。森林整備課は上から5段目にな

っております。一般会計は、予算額210億8,175万1,000円、支出済額149億2,350万9,367円、明許繰越額59億4,976万9,000円、事故繰越額4,360万円、不用額1億6,487万2,633円でございます。この結果、執行率は70.8%となっておりますが、繰越額を含めた執行率では99.2%でございます。

特別会計につきましては、下から4段目に森林整備課の2つの特別会計の合計額を記載しております。予算額3億214万4,000円、支出済額2億9,509万4,257円、不用額704万9,743円でございます。特別会計の執行率は97.7%となっております。

「目」の執行残が100万円以上のもの、または「目」の執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

23ページをお願いいたします。一番上の段の(目)林道費が執行率72.1%となっております。これは、県営事業であります森林保全林道整備事業やふるさと林道緊急整備事業等の事業費の一部を、台風14号の影響等により翌年度へ繰り越したことに伴うものであります。そのうち事故繰越欄に計上しております4,360万円につきましては、森林保全林道整備事業笹の峠線におきまして、昨年9月の台風14号により資材搬入路と残土処理場が被災し、その復旧に時間を要したことによるものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。上から3段目の(目)林業災害復旧費が、執行率53.7%、不用額1億6,391万円となっております。これは、市町村営の林道災害復旧事業等の一部が、事業主体である市町村において事業が繰り越したことに伴うものであります。また、不用額の1億6,000万円余につきましては、16年災として国から決定を受けておりました林道

災害復旧事業の17年度へ繰り越した路線の一部が、昨年9月の台風14号によりまして再び被災し、当該箇所を廃工として、17年の新たな災害として国から決定を受けたこと等に伴うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。山林基本財産特別会計でございます。恐れ入りますけれども、次の27ページの一番下の欄に合計額を記載しております。予算額9,470万円、支出済額9,215万1,150円、不用額254万8,850円、執行率97.3%でございます。

「目」で執行残が100万円以上、執行率が90%未満のものにつきましては、前にお戻りいただきまして、26ページをお願いいたします。上から3段目、(目)基本財産造成費で不用額が254万7,470円、執行率が86.4%でございます。不用額の主なものは、負担金補助及び交付金、旅費、需用費などの節約等による執行残でございます。

次に、29ページをお願いいたします。上から3段目、拡大造林事業特別会計についてでございます。予算額2億744万4,000円、支出済額2億294万3,107円、不用額450万893円、執行率97.8%でございます。

「目」で執行残が100万円以上のものではありますが、恐れ入りますけど、1ページ前にお戻りください。上から3段目、拡大造林事業費で不用額が450万166円でございます。不用額の主なものは、委託料、役務費、需用費などの節約等による執行残でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

恐れ入ります、お手元の主要施策に関する報告書の191ページをお開き願います。(3)自然とのふれあいの場の確保でございます。中ほ

どの表の上の段のひなもり台県民ふれあいの森林管理委託であります。この事業は、小林市のひなもり台県民ふれあいの森におきまして、施設の維持管理とともに、木工教室等の森林・林業体験や森林レクリエーション活動など、一般県民を対象とした研修会の開催等の委託を行ったものでございます。

次の192ページをお願いいたします。(1)健全で多様な森林の整備・保全であります。表の上の段、流域公益保全林整備でございますが、この事業は森林整備事業の一つで、流域を単位として水源涵養や山地災害防止機能の維持増進を図るため総合的な森林整備を行ったものでございます。平成17年度は、造林や下刈り、除間伐等の保育事業を主体に704ヘクタールを実施いたしております。

下の段の森林機能保全緊急整備でございますが、この事業は、森林・林業資金を活用いたしまして、植林されずに放置されている伐採跡地、いわゆる植栽未済地の解消や除間伐等の推進を図ったものであります。平成17年度は、造林、除間伐等を2,531ヘクタール実施いたしております。

次の193ページでございます。中ほどの(2)適正な森林管理の推進でございます。次の194ページをお願いいたします。県営林造成でございますけれども、県営林におきましては、適正な森林管理に不可欠な間伐170ヘクタール、徐伐17ヘクタールなどを実施したところでございます。

次の195ページをお願いいたします。(1)環境に配慮した林業経営の推進であります。表の上から2段目の流域循環資源林整備でございます。この事業も森林整備事業の一つで、流域を単位として森林資源の循環利用に資するため

総合的な森林の整備を行うものでございます。平成17年度は、造林や除間伐等を8,680ヘクタール実施したところでございます。

表の一番下の森林保全林道整備についてであります。この事業は林道の開設、改良等を行うものでありまして、平成17年度は全体で、荻原・波帰線ほか28路線、51工区で事業を実施いたしております。

次の196ページをお願いいたします。表の上から2段目、ふるさと林道緊急整備についてあります。平成17年度は、ふるさと林道緊急整備事業の第3期計画の3年度に当たります。第2期からの継続路線であります上岩戸線ほか3路線、13工区で事業を実施いたしております。

主要施策の成果に関する報告は以上でございます。

次に、監査の決算審査意見について御説明いたします。

恐れ入ります、薄い冊子の「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」をお願いいたします。特別会計の歳入歳出の状況等につきましては38、39ページに記載してございますが、意見・留意事項につきましては8ページにまとめて記載してありますので、8ページをお開き願います。上の方の(エ)と(オ)でございます。いずれも、「厳しい林業経営が続いている中で、森林の持つ多面的機能にも考慮し、長期的視点に立った事業推進が望まれる。また、多額の借入金を抱えているので、諸経費の節減に努めるなど、なお一層の経営改善に向けた取り組みが望まれる」という意見でございました。この点につきましては、今後とも長伐期への施業転換等を図りまして森林の持つ多面的機能の維持増進に努めますとともに、これまで以上に効率的な事業執行や管理経費の

縮減等に取り組んでまいりたいと考えております。

森林整備課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中村山村・木材振興課長 山村・木材振興課の平成17年度の決算及び主要施策の成果につきまして御説明させていただきます。

委員会資料の方に戻っていただきまして、3ページをお開きください。まず、山村・木材振興課関係の決算の状況でございますが、一般会計の山村・木材振興課の欄でございます。予算額44億2,023万2,000円、支出済額43億63万5,403円、繰越明許費1億1,691万9,000円、不用額267万7,597円で、執行率は97.3%となっております。このうち繰越明許費でございますが、これは南郷町の木材加工施設の整備に係るものでございまして、機械納入のおくれによりまして、事業主体において事業が繰り越しとなったものでございます。繰り越しを含めた執行率では99.9%となっております。

特別会計の山村・木材振興課の欄でございますが、予算額が2億5,542万5,000円、支出済額が1億6,968万6,860円、不用額が8,573万8,140円で、執行率は66.4%となっております。

次に、「山村・木材振興課」のインデックスのございます31ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細説明資料で「目」の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

まず、一般会計についてでございます。表の一番上の段にございますように、(目) 林業振興指導費の不用額が267万7,597円となっております。この主な原因は、林業担い手基金事業の中の社会保険等整備事業におきまして、林業事業体に対する社会保険の掛金助成が一部不用と

なったことなどによるものでございます。

次に、33ページをお開きいただきたいと思います。林業改善資金特別会計についてでございます。この特別会計は、林業・木材産業の経営改善のための設備投資などに対する制度融資に係るものでございますが、一番上の段にございますように執行率が66.4%となっております。これは、長期にわたります木材価格の低迷や景気低迷などによりまして、林業・木材産業での設備投資意欲が減退していることなどから、貸付額が貸付限度額を下回ったことによるものでございます。

次に、主要施策の成果につきまして御説明いたします。

成果に関する報告書の「山村・木材振興課」のインデックスのところ、198ページをごらんいただきたいと思います。まず、(2) 効率的で安定的な原木供給体制の整備でございます。表の2段目の優良原木安定供給体制整備事業では、葉枯らし乾燥材への助成や原木市場での葉枯らし乾燥材販売コーナーの設置など、優良原木の供給体制の整備に取り組んでまいりました。このような施策を通じまして、右側199ページの下「施策の評価」の①にございますように、乾燥材生産を目的とした優良原木の安定供給体制の底上げが図られてきたと考えているところでございます。

次に、200ページをお開きいただきたいと思います。(3) グローバルな競争に打ち勝つ木材産業の構築でございます。表の1段目の㊦宮崎スギ乾燥材生産技術向上対策事業では、スギ人工乾燥材の品質向上などを図るために、乾燥技術研修会の開催や、乾燥施設が整備されている工場への個別指導などを行いました。

また、3段目の林業・木材産業構造改革事業



では、林業生産体制や木材加工体制の充実強化を図るため、林業用機械の導入やプレカット工場の整備などに助成を行いました。

このような施策を通じまして、右側201ページの「施策の評価」①にございますように、製材工場の近代化などが進められてまいりましたが、今後は、原木の大径化に対応した加工・流通体制の整備などに努めていく必要があると考えているところでございます。

次に、202ページをお開きいただきたいと思います。(4) 県産材の需要拡大の推進についてでございます。表の2段目の㊸高品質宮崎スギ活用住宅促進事業では、県内での乾燥材を使用した質の高い木造住宅の建設促進のために、建築主へのスギ乾燥柱材の提供や住宅展示会の開催などに支援を行いました。

また、一番下の産直住宅建設促進支援事業では、県外の需要を拡大するために、首都圏、関西圏、沖縄県などでの産直住宅の説明会の開催、モデル住宅の募集及び展示などに支援を行いました。

右側203ページの表の2段目になりますが、木の香あふれる郷土づくり事業では、市町村などの公共施設、学校、幼稚園などの木造化、内装木質化の支援を行いました。

また、3段目の宮崎スギ海外市場開拓促進事業では、海外での取引環境の整備等といたしまして、上海市での国際建築展覧会への出展や、モデルルーム等におきます展示・商談会の開催などに支援したところでございます。

204ページをお開きいただきたいと思います。これらの施策を通じまして、表にございますように製材品の県外出荷量の増加などが図られておりますが、特に最近では、外材の競争力低下によりまして国産材見直しの動きが見られます

ので、「施策の評価」の①にございますような県外への共同出荷体制の確立、また、③にございますような製材業と住宅メーカー等との連携拡大などを含めまして、今後の取り組みを積極的に進めていきたいと考えております。

その下の(5) 特用林産の振興でございます。右側205ページの表の2段目、㊹特用林産物生産・流通振興対策事業では、シイタケ、木炭などの生産体制整備に対する助成や、食の安全・安心にこたえるための乾しいたけのトレーサビリティ体制の整備に対する助成を行いました。

206ページをお開きください。このような施策を通じまして、「施策の評価」の①にございますように、乾しいたけや白炭などは全国第2位の生産量となっております。今後は、多様化する消費者ニーズに対応した生産体制の整備などを促進していく必要があると考えております。

次に、右側207ページの(6) 未来を拓く新たな技術開発・普及についてでございます。表にあります木材利用技術センター運営事業では、木材から抽出されました有効成分の用途開発とか、スギ人工乾燥や集成材に関する実用的な試験研究など20課題に取り組んでまいりました。また、県内民間企業などからの技術相談件数は607件に上っており、これに対する指導等を行ってきたところでございます。下の「施策の評価」にございますように、今後とも木材需要拡大につながる実用的な試験研究を進め、また、県民への情報提供などに努めていきたいと考えております。

208ページをお開きいただきたいと思います。(1) 森林・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成についてでございます。右側209ペ

ージの表の下の段にございます林業就業者育成確保対策事業では、優秀な林業技能者の養成、研修の実施や、新規参入希望者や受け入れ希望事業体に対する新規参入者確保の相談指導などを実施してきたところでございます。

210ページをお開きいただきたいと思います。表にございます林業担い手対策基金事業では、本基金の運用益などを活用いたしまして林業後継者への育英資金貸与など人づくり、高性能林業機械の共同利用推進などの基盤づくり、社会保険などの掛金の助成によります就労環境づくりを通じまして、林業担い手の確保育成を図ったところでございます。右側211ページの表にございますように、新規就業者の確保には大きな実績を上げておりますものの、林業就業者全体の減少が続いており、今後とも林業担い手の確保・育成対策に積極的に取り組む必要があると考えております。

212ページをお開きください。下から4行目の(2)地域資源を生かした産業の育成についてでございます。右側213ページの上の表にあります㊟「癒しと健康の森業」創出促進事業では、研究委員会の開催や森林資源を活用した「癒しと健康づくりプログラム」の作成を行ってきたところでございます。「施策の評価」にございますように、今後は、医療、保健、観光、農林業の連携のもとでの一層の取り組み推進が必要と考えております。

その下の(3)国土保全奨励制度の推進でございます。表にございます㊟「みんなで守る森林・農地」普及啓発推進事業では、森林・農地の持つ公益的機能の重要性や農山村地域の活性化の必要性につきまして、テレビ番組の作成・放映によります、県民を対象とした普及啓発を実施してまいりました。214ページをお開きく

ださい。最後の「施策の評価」①にありますように、これまでの取り組みによりまして、森林・農地の重要性などについて県民の理解が深まってきたものと考えております。

次に、平成17年度の決算審査意見書の意見・留意事項についてでございます。

薄い冊子の審査意見書の8ページをお開きいただきたいと思います。中ほどちょっと下のところの(ク)林業改善資金特別会計に関する審査の意見等でございます。ここにございますように、「貸付金については、貸付額は前年度に比べ増加しているが、なお多額の不用額があるので、資金需要も踏まえ、効率的な制度の活用についての取り組みが望まれる。また、収入未済額については、前年度に比べ増加しているので、より一層の償還促進についての努力が望まれる」との意見でございます。

まず、効率的な制度の活用についてでございます。平成17年度の貸付額は前年度の1.3倍に増加しておりますが、木材価格の低迷などから設備投資意欲の減退が継続しておりまして、貸付額が貸付限度額を下回っております。さらなる資金の有効活用を図るため、金融制度説明会の開催や、あらゆる機会を通じた資金のPR活動を行うなど利用促進に努めていくこととしております。

次に、収入未済額の償還促進につきましては、借受者及び連帯保証人への面談などにより未済金の回収に努めてまいりましたが、17年度は収入未済金が21万円と、前年度に比べましてわずかではございますが増加したところでございます。今後とも借受者本人や連帯保証人への督促などによりまして一層の償還促進に努めるとともに、関係機関などとも密接な連携をとりながら新たな延滞発生の未然防止に努めていくこと

としております。

以上で山村・木材振興課の説明を終わります。

**○丸山主査** 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はありませんか。また、皆様方に、平成17年度決算に係る環境農林水産の参考資料として、17年度当初予算等で審議したときに委員の方から要望のあった事項等も書いてありますので、それも参考にしながら質疑を行っていただくとありがたいと思っております。

**○河野委員** 幾つか確認をさせてください。

自然環境課及び森林整備課の林業災害復旧費関係が、執行率52.1%、53.7%で、繰越、また不用の理由の説明があったんですけど、自己評価としては、52%執行率というのは仕方のないことなんだという評価でしょうか。

**○坂本自然環境課長** 全体的には、先ほども説明をいたしましたように52.1%の執行率となっておりますところでございますけれども、この中に明許繰越、事故繰越が含まれております。明許繰越、事故繰越につきましては災害復旧関係の事業が主な内容でございまして、例えば17年度の14号台風は9月でございましたので、それから国に申請をし、査定決定を受けて、事業実施が可能となるのが3月になります。そういった関係でどうしても予算を次年度に繰り越しをせざるを得ないという理由でございます。

それから事故繰越につきましては、16年度からの明許繰越分について事故繰越という事態が起きるわけですが、これも執行中に、先ほど申しました14号台風がございました。この関係でどうしても現場の状況に変動が生じまして、現場に行く道が壊れたりといったことが起きますものから、やむなく事故繰越という

ことになっているところでございます。

それからもう一つ、不用額を1億5,000万ほど上げておりますけれども、この大きな理由としては、一つは、設計変更というか計画の変更がございまして、これが約9,000万ほどございまして、これによって不用額が生じたということが理由でございます。もう一つは、国庫補助決定との差額が出てまいりました。といいますのが、国庫補助決定が最終的に3月10日ということになったものですから、補正に間に合わなかったという理由がございまして、やむなく不用額ということで処理をさせていただいたということでございます。

自然環境課については以上でございます。

**○金丸森林整備課長** 森林整備課でございますけれども、基本的には、今、自然環境課長が御説明したとおりでございまして、災害の査定を受けて事業費が決定されるという事務手続の中で、どうしてもおくれしてしまうことによりまして明許繰越となっております。

それから不用額を計上してございますけれども、これにつきましては、先ほどもちょっとお話しいたしましたけれども、16年に災害を受けたところが17年にまた災害を受けまして、16年度の分を廃工にして17年度の新たな災害としたということで、16年度繰り越した予算の分が不用になったということでございます。

**○河野委員** システムの確認ですが、16年度で工事が進んでいて再び災害を受けたときに、工事請負業者というのは変更があるんですか。

**○金丸森林整備課長** 林業災害はほとんど市町村が実施しておりますけれども、16年災害で事業費決定を受けて着工いたします。着工したところが、工事が完成しないまま17年に被害を受ける場合があります。その場合は、工事がどこ

まで完成したか出来高をはじきまして清算して、新たに17年の災害として追加分をやるということになります。

○河野委員 ということは、業者を変更することもあるということですか。

○金丸森林整備課長 未完成であっても、1回出来高で清算してその事業は完了して、17年の災害復旧分については新たに発注するということになります。

○河野委員 別件ですが、環境管理課の中で公害保健対策で土呂久の実績ということですが、健康観察検診というのが2年おきに人数が倍になっているという実態があるんですが、これは何か理由があるんですか。

○岡田環境管理課長 2年おきに数が半分減ったりふえたりしておりますが、17年度と16年度で言いますと、16年度は、「大検診」という言い方をしておりますけれども、いわゆる土呂久地区の現在居住されている方全員、それから鉱山創業時に土呂久地区に居住された方、こういった方全員を対象に検診をいたします。17年度、次の年は、前の年の大検診の結果「経過観察を要する」とされた方だけ検診をしていただくようにしています。あるいは前の年忘れた方も来ていただいているんですが、基本的にはそういう考え方で約半分ほど減っているという状況でございます。

○河野委員 実を言うと、私は教員時代に土呂久関係の資料を集めて授業を仕組もうとしたときに、なかなか資料が集まらない。いろいろ理由があったと思うんですけど。たしかことし節目の年ですが、こういう資料は後世のためにしっかりと残しておいていただいて、二度とこういう悲惨な状況にならないということは大事かと思うので、確認の質問でした。

その次のページなんですけど、合併処理浄化槽の設置ということで、予算額よりも執行額が780万ほど減っているということですが、この780万というのは何基分に当たるんでしょうか。

○岡田環境管理課長 減額分は38基分でございます。

○河野委員 県としてはこの設置整備については積極的に取り組んでいただいていると思うんですけど、見込みよりも減っているということですが、これは市町村の自主性に任せているのか、県としては積極的に設置を呼びかけているのか、その確認をします。

○岡田環境管理課長 浄化槽は個人が設置するというのが今のところかなり多いわけでございます。17年の4月からは市町村で面的に整備するというので市町村設置型というのも加えられました。まだ個人で設置するものが多いということでありまして、個人で設置するということでありまして、どうしても新築のものが主になります。それからくみ取りのものを合併にかえるのが多いという状況でございますから、まず、市町村から住民の方に要望をお伺いして県に上がってきますので、県の方からどんどんやれというわけにもいかない。ただ、単独処理浄化槽とかくみ取りのところにつきましては、我々の施策といたしましては合併処理浄化槽にしていきたいわけですから、市町村の方にはそのような方向に導いていただくようお願いしているところでございます。

○河野委員 環境対策推進課の廃棄物処理関係ですが、「施策の評価」の②の3行目、「廃棄物焼却施設から排出される排出ガス等のダイオキシン類濃度を測定し、必要に応じて事業者に対する改善指導を行った」とあるんですけど、これで悪質なものがあつたんでしょうか。

○飯田環境対策推進課長 焼却施設は大体100施設あるわけですが、そのうち30ぐらいをうちの方で立入検査をしております。その中で、2施設\*につきまして排ガスが排出基準を超過したということで改善指導を行いまして、それが基準以下となった時点において再開、焼却させたということになっております。

○河野委員 ダイオキシンについては、最近、基準値をしっかりと下回って達成率も100%が続いているんですが、アスベスト関係は、廃棄物関係で、17年度で掌握するとか、または検査対象に入るとか。そういうのは扱わないんですか、または難しいんでしょうか。

○飯田環境対策推進課長 廃アスベストにつきましては、今後増加が見込まれるということもございますけれども、今の段階では、県は検査対象としては考えておりません。この処理につきましては、産業廃棄物ということになりまして、施設の方で適切な処理をやっていて、今のところ我々としては考えているところでございます。

○高橋委員 基本的なことですが、主要施策の成果に関する報告書の見方で説明があったんですが、いま一度確認したいんですけれども、「施策の推進状況」のA～Dは、「施策の目標」に対しての評価だという説明があったと思うんですが、「施策推進のための主な事業及び実績」の事業も含んだ評価なのか、いま一度説明してください。

○太田環境森林課長 施策を評価する場合に、これに関連した複数の事業がございます。その複数の事業は、該当課だけではなくて他の課にも及びます。例えば二酸化炭素の削減という事業であれば、我が部では環境森林課で担当している部分がありますし、環境管理課でやってい

る部分もあります。E S C O事業なんかであれば総合政策本部で担当している部分もございます。そういった事業を全体的に見て「施策の評価」という形で評価しております。ここに挙げておりますのは、その施策の中の一つの事業を例示として挙げているということで御理解いただきたいと思っております。

○高橋委員 それならわかるんですが、184～185ページの自然環境課の有害鳥獣被害対策等ありますよね。これ以外も含めて「概ね順調」という見方をせにゃいかんとですね。野猿対策とか私も外山副委員長も質問しましたけれども、この状況は余りよくないと認識していたものですから。今の御説明でわかりました。

187～190ページ、これについても先ほどの説明の中に、県民に安心・安全という言葉があったんです。しかし、「施策の推進状況」の評価は「全体に努力を要す」ということですから、わかりました。

続けてお願いします。県産の木材の輸出ですが、17年度の額の実績はわかるでしょうか。

○楠原木材流通対策監 17年度は、丸太を350立方、内装材を4軒輸出しております。スギ丸太につきましては約2万円で輸出しておりますので約700万円であります。内装材につきましては、施工費等込みで約1,200万円あります。

○高橋委員 それは16年度と比較してどうなんでしょうか。

○楠原木材流通対策監 16年度は丸太を同じく350立方ほど、価格は2万円ほどで出しておりますので約700万、ほぼ同額であります。なお、内装材につきましては、16年度は1軒だけの受注ですので、17年度の方がふえているといった状況です。

※29ページ右段に訂正発言あり

○高橋委員 最後に1点、167ページのエコみやざき推進、新規事業であります、決算の内訳ですが、「クリーンアップ宮崎」を実施されておりまして14万8,000人参加されていますが、県民大会、会報誌、これは18年度も実施されているのか確認します。

○太田環境森林課長 「クリーンアップ宮崎」は毎年11月に実施をいたしております。今年度も11月に実施いたしまして、ほぼ同数ぐらいの参加を得ておるところでございます。また、環境月間に「環境みやざき推進県民大会」、こういったイベント事業を集中的に6月に行いまして県民の啓発に努めているところでございます。ことしも同じような形で実施をいたしております。

○高橋委員 今の関連で、「クリーンアップ宮崎」は、毎年というのは従来からやっていたという意味の説明だったんですね。

○太田環境森林課長 そうです。

エコみやざき推進事業は、宮崎県環境科学協会に一括委託をいたしております、「クリーンアップ宮崎」そのものの事業経費の決算という形では整理していませんので、契約上の積算内訳はあると思うんですけども、一連の事業に要する経費ということで、ここに決算額として496万3,000円を上げておるところでございます。

○高橋委員 恐らくそうだろうと思ったんですが、「クリーンアップ宮崎」というのは、従来から県内の市町村、いろんなボランティア団体いっぱいありますからどこもやっていると思うんです。それを今まで以上に継続的に、いろんなボランティア団体もふやしていきながらやろうということで新規事業にされたのかなと思って尋ねてみたんですが、推進県民大会は17年度

からの初めての取り組みということで理解をしいいんですね。

○太田環境森林課長 下に「環境みやざき推進協議会」という組織が書いてございますけれども、従来はこういう組織がなくて、県民を主体とした組織ではなくて、県が事務局になる形でこういうイベントを実施しておったわけです。昨年4月からは、県民やいろいろな事業者、団体が入った組織を中心にこういった運動を展開するというので、この組織を新たに立ち上げたわけです。ここが中心となって実施する「クリーンアップ宮崎」等の事業が新しい形になったと、そういう趣旨でございます。

○飯田環境対策推進課長 先ほど河野委員に対してダイオキシンの排出基準以上の施設を2施設と申し上げましたけれども、業者の自主検査による施設が2施設でございまして、立入検査については4施設に訂正させていただきたいと思えます。申しわけございません。

○水間委員 ちょっと数が多いかもしれません。ちょこちょこ聞かせていただきます。

まず、環境森林課の166ページ、未来の宮崎を担うこどものための環境学習促進、幼稚園・保育園のことでありますが、決算ですからここを聞かにかいかんとでしようが、成果としてはどうなんですか。子供たちのために環境学習をするということですが、評価は「概ね順調」ということであります。今後の考え方を含めてお聞かせいただけますか。

○太田環境森林課長 このエコ幼稚園・保育所の事業は平成15年から始めておりまして、毎年10園ぐらいを対象に支援を行っているところでございます。現実にこの事業に取り組んだ園に対しまして、その効果等聴取いたしておりますけれども、子供、それから親も含めて、日ご

ろの環境保全の取り組みを改めて考える契機になったとともに、その後園における日常生活においても子供たちの積極的な取り組みが見られるようになったということで、特に幼児期の子供たちに対する環境学習は非常に大事だと思っておりますので、幼児期の環境学習を今後とも——全体の幼稚園の数からすると年10数園というのではなかなか回りつかないところがございしますので、幅広い効果が上げられるようなやり方を今後工夫していきながら、取り組んでみたいという声は非常にございますので、普及がより図られるような形で取り組みに努めたいと考えているところでございます。

**○水間委員** 県内に幼稚園が120園、保育所が300ぐらいあるようですね。そこを考えますと年間10ぐらいでは10年から30年かかるということになるわけで、②にありますように「多くの園において取り組みを進める」ということでありますから、ひとつ今後十分な推進をお願いしておきます。

それから、先ほど土呂久地区の住民の健康観察のことでお話があったんですが、済みません、ちょっと聞き漏らしたんですが、土呂久地区に全体でどのくらいおられて、そして第2次検診を実施するときは——年度別に13、14、15年度と出ていますが、法給付適用者の増減があるのは、亡くなられたことでこうなるのか、また新たに発生をするのか、そこら辺ちょっと説明ください。

**○岡田環境管理課長** まず、認定患者数でございますが、現在52名でございます。それから、どうしてこう出るのかということでございますが、まず、最近の認定状況を申し上げますと、17年度の審査会では4名ほど出ました。16年度の審査会で1名、その前の年が1名ということで、

以前に比べては少なくなっておりますが、やはり出ております。これは個人差といいますか、慢性砒素中毒の症状の特徴だろうと思いますが、年を経て出てくる症状があるからではないかと考えております。

それから、土呂久地区住民は130名いらっしゃるということです。

**○水間委員** 次に176ページ、ダイオキシン類対策ですが、県内では沈静化したのか、最近ダイオキシンの話が余り出ないんですが、発生源の監視地域3事業場ですが、これはどこですか。

**○岡田環境管理課長** まず、ダイオキシンの発生源は廃棄物焼却炉とそのほかとございますが、廃棄物焼却炉は環境対策推進課で把握しております。

3事業場を申し上げますと、王子製紙の日南工場、延岡市の下水処理場、宮崎市の下水処理場\*、以上でございます。

**○水間委員** ダイオキシンの発生源の監視地域が3事業場というのはそういうことなんですか。

**○岡田環境管理課長** 環境管理課が所管しております発生源の事業場は、今言いました3事業場ということになります。

失礼しました。訂正いたします。今、宮崎市と申し上げました。これは中核市になっておりますので、宮崎市を除きますと、都城市のアルミ合金製造施設でございます。

**○水間委員** 小林市に北清企業がありましたね。あそこはダイオキシンで住民投票まであったんですが、最近基準を守っているということでその話はないんだけど、そこはここには出てないんですか。

**○飯田環境対策推進課長** ダイオキシンは基本

※このページ右段に訂正発言あり

的には焼却施設から出てくるわけですが、焼却施設で今稼働しているのが100カ所ぐらいございます。それについては、先ほど申しましたとおりダイオキシン特措法で、自分ところの焼却施設は自主的に検査しないといけないということで、それについては排出基準以上が2施設ということでございましたけれども、県の立入検査では4施設ということでございます。

北清につきましては、ダイオキシンがオーバーになったことは今まで一回もございません。

**○水間委員** その4施設はおわかりですか。

それとあわせて、バイオ関係ではそういうのはありませんか。

**○飯田環境対策推進課長** 17年度の立入検査でダイオキシンがオーバーした施設は、株式会社藤元建設、オーシャンクリーン株式会社、日南開発有限会社、第一ビル工事株式会社、これについては今現在ではすべて基準を達しておりますので、改善はされたということでございます。

**○水間委員** 178ページの産業廃棄物公共関与推進（県単）ですが、エコクリーンみやぎの稼働に基づいて、地元との折衝の問題はこれでおさまったんですか。

**○飯田環境対策推進課長** 地元に対しましては、地元の環境整備を地域振興事業で推進させていただいているわけですが、それにつきましては地元の意見を十分聞きながら事業を推進しておりまして、地元から公社に対して苦情やトラブルは今のところございません。

**○水間委員** ここで事故があったのはことだったんですか。

**○飯田環境対策推進課長** 今年度に死亡事故が発生しておりまして、今現在、原因につきましては労働基準監督署や警察署の方で調査中とい

うことで、明確な理由はまだ定まっていませんが、溶融施設の中に入るときはテスターという空気測定器を持って入らなくてはならないのに、携帯されていなかったということがございまして、そこ辺もあるのかなと考えているところでございます。地元に対して安全・安心ということで考えておりますので、今後このようなことがないように公社の方に強く申し入れております。

**○水間委員** 今係争中とか調査中とかあるんでしょうが、今後の問題としては、保険適用がきくのか。あるいは原因究明で、業者なのか、あるいは県がその分を負担していかなきゃならないのか、そこら辺があると思いますが、それ以上は、いろんな問題があるでしょうから……。何か話せることがありますか。

**○飯田環境対策推進課長** 今回の案件につきましては、公社は事業者には運転業務を委託しておりまして、そこについては十分責任を持ってやるということで、公社としては受託事業者の責任を明確にしております。先ほど申しましたとおり、刑事上の責任につきましては現在究明中でございます。それと労働安全衛生につきましては労働基準監督署、民事上の責任につきましては公社はないと今のところ考えておるところでございます。

**○水間委員** 次に182ページ、県木「フェニックス」緊急保護対策です。3,500本のうち伐倒処理をしたのが44本と、先ほど134本が枯れたということでした。県の木を見ますと、フェニックスとヤマザクラと飢肥杉があるんです。フェニックスは3,500本ぐらいしかないんですか。毎年毎年こうやって枯れていくということですが、これは造成ができるんですか、そこあたりどうなんですか。



○坂本自然環境課長 フェニックスの本数でございすけれども、県の出先機関を通じて平成12年度の時点で調査を1回行っています、この時点で3,568本あったところでございます。10年から被害の本数を整理しておるところですけれども、17年度までのトータルで約320本枯れております。この数字からしますと3,200本ぐらいあると思いますが、本年度、細かく再度調査をしてくれということでお願いをしまして、現時点で約3,400本把握しているところでございます。

○水間委員 フェニックスは造成は可能なんですか。

○坂本自然環境課長 造成ということになりますと、県内の造園業者が育成している分があるうかと思いますが、近年、フェニックスを実際に植えるといった話は余り聞いていないところでございます。

○丸山主査 暫時休憩いたします。

まだまだ質疑がありそうですので、1時再開をお願いいたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時1分再開

○丸山主査 それでは、分科会を再開いたします。

○水間委員 それでは、午前中に引き続いてお尋ねをしていきます。

185ページの有害鳥獣被害対策であります。これの31市町村に対する交付金、これは資料を要求しておきます。

それから自然環境課、190ページの「施策の推進状況」は「全体に努力を要す」ということであります。これを見て環境森林部としてどのように今後お考えなのかお聞かせください。

○坂本自然環境課長 確認をさせていただきますけれども、190ページのA、B、C、DのDのことかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

この件につきまして御説明を申し上げます。県土の保全ということで、自然環境課といたしましては治山事業や松食い虫関係を施策の中身として上げて実行しておるところですけれども、190ページの上から2段目でございますように、山地災害危険地区の治山事業着手率、保安林の指定率につきましては、目標値とほぼ同様の実績を示しております、自然環境課の事業としては順調かなと考えておるところでございます。「施策の推進状況」がDとなった理由につきましては、これは県の長期計画の施策の体系に基づきまして評価がなされております。その具体的な中身を申し上げますと、県土の保全対策についてはおおむね計画どおり進んでいると考えておるけれども、平成17年度は台風14号とかいろいろ災害がございました。この災害復旧についてまだまだ対策が不十分な地域も残っているということでございまして、長期計画の施策全体から見ますと、「施策の推進状況」については「全体に努力を要す」という結果が出たところでございます。

○水間委員 環境森林部で「施策の推進状況」の評価A、B、C、Dを見ますと、「概ね順調」というのが流れてくる中で、特に自然環境課の山地災害あるいは保安林の指定率、非常に難しい問題であろうと、今お話を聞いて思いました。今後の問題ですが、ひとつ早く「概ね順調」あるいは「順調」になるようによろしくをお願いをいたしておきます。

それから202ページ、新規事業の高品質宮崎スギ活用住宅促進について、本当に実効あるも

のになったのか、もう一度御説明いただけませんか。

**○楠原木材流通対策監** 高品質宮崎スギ活用住宅促進事業ですけれども、これは県内における乾燥材の普及、それから乾燥材を使用した質の高い木造住宅の建設を促進するといったことで、スギの乾燥柱材の提供等を行っております。17年度は、1戸当たり80本の柱材を100棟、板材につきまして10棟ほど提供しております。これにつきましては応募者が1.4倍に達するなど非常に関心を呼んだところです。あわせて、住宅展示、消費者への木造住宅のセミナーなどを開催しております。県内での木造住宅を普及するという意味で一定の成果が上がっていると考えております。

**○水間委員** それと、その下の産直住宅建設促進支援、林活議連の研究委員会でも今この問題を取り上げてやっているんですが、福岡あたりでセミナーをやっておられて、実際の話、首都圏、関西圏、沖縄県こうなっていますが、今後もしやらにゃいかんのでしょうか、どうですか、今後まだ必要だと、まだやれば幾らでも行けるんだというようなことは考えられますか。

**○楠原木材流通対策監** 産直住宅につきましては、県外出荷拡大の一つとして大口の需要者に大量に出すことが一つと、丸ごと宮崎材を使って建てていくといった2つの方法があるかと思っています。そういう意味では、首都圏や沖縄で県内で加工した宮崎県産材を丸ごと使った住宅を建てるといったことから、宮崎材への理解、大口需要者への拡大も含めて大きな効果があると思っています。ちなみに、平成17年度は関西、沖縄等を中心に260棟ほど、あわせて、福岡で17年度からの新しい試みとして約50

棟の丸ごと宮崎材を使った家が建ち始めていますので、大きな効果があると思っております。

**○水間委員** 実はつい先日、毎日新聞を見て感じたことですが、工作の時間に先生と一緒にやるのと一緒に、家を建てる施主と大工さんと一緒になって家を建てる。ところが、それは全部外材を持ってきてやるという福岡での話です。こういうことを考えますと、それよりも先に手を打って、県産材がこういうことであれば、家を建てたい家主さんと大工さんと一緒になってつくる、そこが一つの産直住宅の促進のねらいでもあろうと思うんです。そういうことが新聞で取り上げられるということですので、宮崎県もそういう意味ではもうちょっと大々的にアピールしていかにかん事業だろうと思っておりますので、今後の問題として考えてください。

それと203ページ、木の香あふれる郷土づくりですが、宮崎スギの学童机・いすの改良、導入支援ですが、今、障がい者の皆さんに職業支援という問題が出てきているんですが、県産材を使った学童机、いすの組み立てが、障がい者にもできるような仕事にならないのか、研究したことがあるんでしょうか、ちょっとお聞かせいただけませんか。

**○中村山村・木材振興課長** これまで、今御指摘のあったような視点から検討したことはございませんので、課内でも研究をしてみたいと考えております。

**○水間委員** 最後になりますが、今回の環境森林部の決算に関する調書の175ページに予備費の充用があるようですが、ほかに何かありますか。ここを説明いただきたいと思っております。

**○金丸森林整備課長** 予備費の充用が1,890万円ございます。この中身につきましては、国庫補助事業の森林保全林道整備事業というのを実

施しておるんですけれども、この中で、西米良村で開設しております森林基幹道長谷・児原線2工区という工事がありました。8月1日に契約をしたところですが、受注業者が工事に着工しないまま倒産いたしました。県は、契約いたしましたので前払い金を40%支払っております。それにつきましては、県は西日本建設業保証株式会社から前払い金全額を補償していただいております。ところが、予算執行上、前払い金ということで林道事業の中で予算を執行しておりますし、歳出もしております。予算が事業実行するに当たって足りないということで、予備費の方から充用させていただいたということでございます。

**○飯田環境対策推進課長** 決算に関する調書の139ページに予備費充用ということで105万を計上させていただいております。この中身につきましては、行政訴訟がございまして、それに対する弁護士の費用になっております。内容につきましては、株式会社山下砂利というところが不法投棄をいたしました。そこは中間処理の許可を持っていたので、県の方でそこに対して許可を取り消したところ、相手の方から提訴されたので、それに対する弁護士の費用がかかったということでございます。最終的には棄却ということで県の勝訴になりましたが、そのための費用でございます。

**○水間委員** 林道費の1,890万については、西日本建設業保証株式会社から前渡金として払ったと。何ぼの工事だったんですか。

**○金丸森林整備課長** 工事請負金額が4,725万円となっております。40%ということで1,890万円ちょうどでございます。前払い金につきましては西日本建設業保証株式会社から補償いただいております。

**○水間委員** 予備費充用はこの2件だけですね。では、終わります。

**○押川委員** 山村・木材振興課にお尋ねをいたしたいと思いますが、森林・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成の中で、女性林研グループ等特産品加工研修会の開催1回ということですが、どこでされて、何名の参加で、どういう内容であったのか。

それと、その下であります。女性林研グループ等の複合経営等を推進する地域活動及び生産活動に対する助成、合わせて予算が175万3,000円なのか、これもちょっとお伺いしたいと思います。

**○江口国土保全対策監** 女性林研グループ等特産品加工研修会の開催の参加状況ですが、ちょっとお時間をいただきまして、後ほどお答えさせていただきますと思います。

それからもう一点の地域活動及び生産活動に対する助成でございますけれども、これはそれぞれ地域の林研でいろいろ取り組んでおられます。特に特産品の加工関係の学習会等が多いわけですが、そういう活動に対しての助成ということでございます。

**○押川委員** 最初については、後で報告をお願いします。なぜこういう質問をしたかということ、今、林家の皆さん方は、スギ等の価格が安いということで、加工品あたりをうまく開発されながら生計の一部でも担う、あるいは林研、山地の中でいろんな方々に来てもらう、そういったものが大事だなということがありましたから、教えてほしいと思います。

それから林業就業者育成確保対策ということで1,956万5,000円の予算がありますけれども、この内容を見ると、研修受講者26名、新規参入者確保の相談指導48件ということになります。

が、これにこれだけの予算を使われたのか。どのような実績があったのかということがあれば、聞かせていただきたいと思います。

○江口国土保全対策監 相談、指導状況につきましては、これは、県の外郭団体の機械化センターの相談員が受けた相談件数と指導件数を上げさせていただいております。具体的に、どのような内容を指導してどういう効果があったかは、今の段階では把握いたしておりませんので、現段階ではお答えできない状況でございます。

○押川委員 では、これも資料の提出をお願いいたします。

それから211ページになりますけれども、「施策の成果指標・数値目標等」で15年度、16年度、17年度の目標値が掲げてありまして、17年度の林業就業者数2,954に対して2,500、新規林業就業者数が87に対して192ということでありまして、新規林業就業者がこんなにいるのかなと思うんですが、説明をお願いいたします。

○江口国土保全対策監 新規の就業者でございますが、これにつきましては目標としては87名でございますけれども、平成15年度から緑の雇用関係の事業が始まっております、平成16年度には予定しておりました長計の数値よりも非常に多い254人、17年度は192人という新規雇用の実績が出ております。

それから林業就業者数でございますが、これにつきましては長計で上げた数字が目標値になっておりますけれども、17年度の2,500というのは、あくまでも国勢調査の速報値でございます、このぐらいまでは減っているのかなという予測をいたしております。

○押川委員 きょうずっといろいろ資料の説明を聞いて、それぞれ質問もあって回答もあった

んですが、これから林家をどうしていくかということ考えたときに、現場の方々がある程度所得があって、それを担う人たちがやってみようということに対して事業を起こして行って、それが効果が出てきて初めて、学校の生徒さん方が後継者になるとか、Uターン、Iターン、Jターンの中でやろうということになってくると思うんです。現状、山に行ってみるとほとんど高齢者の方で、若い人たちが少ない。特に林業関係は後継者がいないわけでありましてから。たくさんの事業をされることはわかるんですが、もう少し林家の皆さん方に直接何らかの形で補助なり、間伐あたりで何ぼかの対策資金あたりが出てくるような事業を起こしていただくと、皆さん方のやっておられるものの評価がもっと上がってくるのではないかなと思うんです。

よく米良の人たちとも話をするんですが、個人の人でありますけれども、今伐期で木を切ってしまう。後はもう植えない。なぜかという、自分の代ではスギは切らないし、子供が跡をとってくれるかどうかわからない。そういう中で提案であったんですが、伐期が来て再植する段階で、補助関係はもちろんあるんですが、一遍に自分たちが植える苗木の金を出さなくちゃいけない。これを伐期前の10年とか、伐期のときに半分でも払い込みをするとか、そういう制度を組んでいただくといいんですがねという話も、実は伺っておるところであります。新たに今後林業の事業を起こされる中で、特に山村関係、そういったものも19年度以降検討していただいて、長期にわたって支払い制度あたりの補助、あるいは対策も一緒にやっていただくと、少しは林業に対する見方も違って来るし、後継者の皆さん方も、支払いがよくなってくればかなり違って来るのかなということを考えており

ます。

それから、今言うように、もう少し現場を重視する制度資金に金をぶち込んでいただくといいなと思いますけれども、これは要望にします。

**○中村山村・木材振興課長** 今考えなければいけないとっておりますのは、山の現場できちんと仕事を生み出すと。また、今非常に問題だと思っておりますのは、森林所有者の方々が、立ち木の価格が非常に低下しているものから、林業経営自体に対する意欲が低下していることだと思っております。それで、直接的な支援ということになりますと、財政事情との兼ね合いもございますので、厳しい財政事情の中でどんな手を打てるかいろいろ考えていきたいと思っております。一つは、この前の委員会でも御説明させていただいたかと思いますが、森林組合なりの林業事業体が山をまとめて施業を行い、少しでも森林所有者の方に利益が還元できるような仕組み、これは今取り組みを始めているところでございますので、これをさらに強化していくようなことを何か工夫できないかと考えているところでございます。

**○江口国土保全対策監** 先ほど押川委員の御質問で1点お答えできなかった点、御報告します。

女性林研の加工研修会でございますが、これは県内の林研の方々20名が、企業局の県電センターで食品加工関係につきまして研修をされております。自分たちが開発したいろんな加工品について評価等をやっていたということでございます。

**○原田環境森林部次長** 押川先生の質問の件ですが、とにかく一番困っているのが林家ですので、そこにどういう形で所得を還元していくか、それについて今いろんな手だてをしようということで、一緒に頑張っていきたいと思っております。

ます。

それから資金の件では、これから伐期が来ると、いろんな意味で運転資金なり設備資金が要るわけですが、制度的にはかなり充実されているところですが、実際借りようとする、担保が必要だとか保証人が要るとか、その壁がなかなか破れないと。山林そのものがゼロに近い担保力になっているものですから、そこがなかなかうまくいきませんので、国土保全の視点とか地球温暖化の視点といった面で特別な優遇措置、担保がなくても必要な資金が借りられるとか、その辺をもうちょっと工夫していかなきゃいかんと思っておりますので、また検討させていただきたいと思っております。

**○押川委員** ぜひよろしく願いしておきます。

**○星原委員** 191ページで教えていただきたいんですが、ひなもり台県民ふれあいの森管理委託ということで3,300万円余となっているんですが、これは維持管理費と研修費の金額割合はどうなりますか。

**○金丸森林整備課長** 中身的には、310ヘクタール前後ございます維持管理が大部分を占めております。研修については材料費の実費は徴収しておりますので、ほとんどは維持管理費ということになります。

**○星原委員** 教室なんかは13回開かれているようですが、何名の方が来ているものなんですか。

**○金丸森林整備課長** 昨年度1,598人ですから約1,600人ということになります。13回開催しておりますので、100人強が参加されておるような計算になります。

**○星原委員** 広大な土地の維持管理ということで、その維持管理に毎年毎年かかっていくとは思いますが、目的が県民のふれあいの場とし

てつくられたということでもありますから、維持管理は維持管理でしようがないんでしようけれども、県民がふれあうという形でつくったのであれば、ふれあいの場としてかなりの人たちが利用するために、目的を持たせたりしていろいろ工夫することもあるんじゃないかと思うんです。土日が休みになったりしているわけですから。我々田舎の人間はいつもふれあっているような気もするわけですが、そういう面からいけばなかなかかもしれませんが、ただ、山の大切さとか森の大切さ、いろんなことを子供たちが知ったり、地域に住んでやっていくということになったり、今度森林環境税なんかもそういう目的からもできてきているわけですから、そういう意味では何か仕掛け的なものはやられているものなんですか、これ以外に何か考えられていることがあるんでしょうか。

**○金丸森林整備課長** オートキャンプ場を併設しておりまして、これは今年度から指定管理者制度になっております。PRとかいろいろ営業活動等しておりまして、ことしは10月までで、オートキャンプ場の利用客が去年よりふえておるようです。一部推計は入りますけれども、大体8万人の方がお見えになっていると、少しふえているのかなという感じです。それと、最近高校生のトレーニングの場としての活用もされておりますし、体育館等もありますから、新しいトレーニング等ができないか、そのあたりも指定管理者で検討はしておるようでございます。

**○星原委員** 去年の決算のことですから、ことしのことであれなんですけど、去年3,364万2,000円ということなんですけど、指定管理者になって、ことしの契約は少し変わったんですか、同じぐらいの予算だったんですか。

**○金丸森林整備課長** 指定管理者の契約料は2,600万強になっております。ですから、500万強ぐらい節約されております。

**○星原委員** 2,600万だと700万ぐらいは下がったという計算でいいんでしょうね。わかりました。

次に213ページ、「癒しと健康の森業」創出促進事業を新規事業として取り組まれたようですが、「一部に努力を要す」と書いてあります。2月の定例会のときに、「山村の有しているさまざまな資源を都市部の人々の癒しや健康づくりに役立てるための産業を生み出し、またそれを支援していく」という執行部の答弁がありますが、この評価のところで「医療・保健・観光・農林業の連携のもとでの取り組みの推進が、今後の課題」となっていて、17年度取り組まれて「一部に努力を要す」ということになっているんですが、「癒しと健康の森」といううたい文句でいろいろ取り上げられているんですけども、その辺の目的と実際の取り組みの姿勢がマッチしているのとらえていいんですか。

**○江口国土保全対策監** まず、評価の問題でございまして、これにつきましては、先ほどから御説明申し上げていますように、この事業は地域資源を生かした産業の育成ということで、農業関係の事業があと2つ成果指標としてあるわけですが、それと私どもの「癒しと健康の森業」創出促進事業、この3つが指標になっておりまして、私どもの「癒しと健康の森業」創出促進事業につきましては成果を上げていると考えておりますけれども、農政の事業で評価を下げているということで、「一部に努力を要す」という進捗状況が出たということでございます。

それで、私どもの「癒しと健康の森業」創出

促進事業につきましては、研究委員会を予定どおり3回開催させていただいております。その成果といたしましては、汎用版の森林資源を活用した「癒しと健康づくりプログラム」、もう一つは、昨年10月にモデル地域として指定いたしました日之影町におけるプログラムの実践版を作成させていただいております。これを受け継いだ形で18年度は「癒しと健康の森業」のモデル事業を日之影町の方でやっていただいているという状況でございます。

○星原委員 もう一点教えてください。210ページの林業担い手対策基金ということで1億7,000万円余掲げているんですが、山の後継、担い手いろんな問題、農林業それぞれあるんですが、なかなか厳しい状況の中で、この基金の活用の仕方なんですが、「概ね順調」ということは、目標どおりこの基金の活用ができたところからいっていいんですか。

○江口国土保全対策監 もともと基金の益金の方からどうにかうまくやりたいということでやってきた事業でございますが、御存じのとおりのような状況でございます。現在取り崩しをやっております。その意味から言いますと、当初の目的からすると不十分な部分もあるかと思いますが、ただ、非常に厳しい林業、木材産業の時代に、担い手、事業所も含めて、人づくり、基盤づくり、就労環境づくりのそれぞれの事業を総合的に支援していくことで、事業としては相当の効果があつたのではないかと考えておるところでございます。

○星原委員 ここに何人といろんな関係の数が書かれているんですが、男性が大半だろうと思います。掛金の助成とかいろいろあるんですが、年齢的には、若い人たちが少しはこの事業活用をされているものなんですか。

○江口国土保全対策監 「主な実績内容」の下から3番目でございますが、新規参入者の雇用促進の面からも156名の掛金の助成をさせていただいております。

○高橋委員 主要施策の関係、172ページの地球温暖化防止活動推進員のことでお聞きしますが、推進員を105人委嘱されていますが、全市町村に配置できているのかということが一つ、任務を見ますと、地域における啓発とか出前研修会、フェスティバルの開催に対して支援ということですが、地域における啓発ということは、何かマニュアルが示されているんでしょうか。

○岡田環境管理課長 県内全域にわたって推進員は委嘱しております。推進員の業務の一つとしてお願いしていることは、温暖化家計簿といえますか、1年間の電気・ガス・水道料をつけて県の方に報告していただいておりますが、そのようなことをすることで温室効果ガスの削減を意識していただくということをやっています。そのやっただけを地域で住民の方にも広げていただくことをお願いしてまして、最近では10名とかお願いしていますが、人によっては近くの公民館等借りてもっと多くの方に講習会をされている方もいらっしゃいます。そのようなお願いをしているわけでございます。

○高橋委員 確認しますが、10名とおっしゃったのは、105名から抽出してということですか。

○岡田環境管理課長 105名は、県内の各市町村からそれぞれ推薦していただいて105名になっております。これは大体任期は2年でございます。16、17年で任期が終わっております。その方々が地域に帰っていただいて、そこで地

域の住民の方に温室効果ガスの削減を啓発していただく。それに当たって10名ぐらい仲間を集めて研修していただく。人によってはもっと多くの人に研修していらっしゃる方もいらっしゃいます。

**○高橋委員** 行政から委嘱する委員は環境美化推進員とか結構多いんですよね。私は勉強不足で余り聞かなかったものですから、こんな推進員もあるんだなと思いました。小さい町村に行けば行くほど1人でいろんなことをからっていらっしゃる方が多いんです。委嘱する側はその辺を見きわめてあげてほしいということで、よろしくをお願いします。

**○水間委員** 今気がついたんですが、先ほどの環境管理課の説明で、合併処理浄化槽の基数は、市町村の実績が見込みを下回ったので不用額となったというような説明はなかったですか。175ページでは設置数が44市町村で3,165基になっていますが、市町村の要望はそんなに少ないものなんですか。

**○岡田環境管理課長** トータルでは大体3,000基を超えた形で毎年推移しております。

**○水間委員** 先ほどの不用額の説明はそんな表現はなかったですかね。市町村の実績の見込み減と。

**○岡田環境管理課長** 先ほどの御説明は、当初の予算額に比べまして決算額が38基減になったと、これは市町村の要望が当初見込みを下回ったということで御説明申し上げました。なぜ減ったのかをヒアリング等で調査してみますと、景気の関係もございまして、新規住宅着工件数が統計的には減ったということが一つ。それから、去年は災害が来て補助申請を減らしたというところもございました。そのような理由がいろいろございました。

**○水間委員** それと174ページの水質環境基準等監視及び排水基準監視ですが、水質を検査する基準は宮崎県には何カ所あるんですか。

**○岡田環境管理課長** 環境基準というのがございますけれども、河川とか海、湖沼を公共用水域と呼んでおります。測定地点を240地点選定してございまして、河川が116地点、海域が43地点を県で調査しています。そのほかは国と市町村でやっていただいています。河川ごとに環境基準がございまして、都会の川と田舎の川では状況が異なります。工場があるところとないところでは。したがって、同じ基準をつけるのはなかなか難しいところもございまして、A類型とかB類型という環境基準がございまして、その基準が河川に当てはめられております。

**○水間委員** 実際の水質基準を云々ということになると、これは福祉生活になるんですか。

**○岡田環境管理課長** 福祉生活は飲用水になります。私どもは水質でございまして。

**○水間委員** それと、審査意見書の8ページ、先ほどちょっと説明があったんですが、(ク)の林業改善資金特別会計について、8,500万ぐらい貸付の不用額があるということですが、目的を見てみると、林業・木材産業資金助成法に基づきということですが、貸付残が出ているということは借りる人が少ない。ということは、余り景気がよくないというところから来ているのでしょうか。

**○中村山村・木材振興課長** これは、林業の新たな経営分野に取り組むときの設備投資の資金なものですから、景気の状態に左右されるところが大きいので、全体の貸付枠の3分の1ぐらいが不用額になっている状況でございまして。

**○原田環境森林部次長** 改善資金は設備資金なんですけれども、随分さかのぼりますと、3億



円ぐらい用意しても足りないという時代がずっとありまして、その後景気の動向等で設備投資意欲が減っているということで減少して、その枠そのものも少し下げているんですが、これは景気動向に非常に左右されると、大型設備、例えば高性能林業機械を買いたいとかいうものが出るとぐっとふえる可能性があるものですから、ある程度足りない状態にならないような幅には設定してあるというのが実態です。それで7割ぐらいを目標にしていて、それくらいだとまずまずの成績かなということにしているわけですが、100%に近いのが一番いいと思いますので、制度的な面も活用しやすいように努力していきたいと思います。

**○水間委員** 実際の話、今、7割と言われる、執行率が66.何がしですから7割に近い。今のお話もわからんでもないんですが、せっかくの改善資金で貸付があるのであれば、大型と言わずに、困っている皆さん方にどうかこういう資金をひとつ利用していただきたい。今後の木材産業振興のためにはそこらあたりも含めて考えて、足りるときはまた別に増額するような方法もあるんじゃないですか、そういうことで考えていただきたい。

それと、山林基本財産でも、さっき私は執行率87.何ぶとか聞いたんだけど、これを見ますと97.何ぼになっているんですが、私の聞き違いかな。こっちの説明は87%の執行率ですが、33ページは97%になっている。

さっきの林業改善資金の問題は、部長としてはどうですか、今後の問題としてためておかないか、7割ぐらいに抑えておかないか。足りるときはほかに何かあるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

**○税所環境森林部長** おっしゃるように、予算

として組んだものですから、フルに活用するのが基本だろうと思っております。先ほど原田次長の方から御説明しましたように、景気の動向等の影響も受けているのが実態でございます。今、若干木材価格が上向きでありますので、こういう状況になってくれば製材工場等も活発化してくると思われまますので、今後こういうものをできるだけ活用しながら、木材産業といえますか、ひいては山もとにそういうものが還元できるような形で取り組んでいきたいと思っております。

**○金丸森林整備課長** 水間委員の先ほどのお尋ねですが、委員会資料では26ページになります。

(目)基本財産造成費の執行率が86.4%となっております。次をめぐっていただきますと、公債費の執行率が99.9%となっております。これの合計が一番最後の欄に97.3%ときていまして、これが監査意見の方に記載されているということです。

**○星原委員** 207ページの木材利用技術センターの件ですが、17年度特許出願件数として3件ということですが、これまでのトータルではどれぐらい出されているものなんですか。

**○中村山村・木材振興課長** 特許権でございますが、現在までのところ出願中のものを含めまして10件\*でございます。

**○星原委員** その中で、特許となってどこかの企業なりいろんな形で活用されているといえますか、特許料みたいなものがもらえるようなものは生まれているものなんですか。

**○有馬木材利用技術センター所長** 県内の企業でこれを行っているかどうかという御質問かと思いますが、それについては残念ながらございません。ただ、関連したものとしてはないわけ

※42ページ右段に訂正発言あり

ではございませんが、ただ大事なことは、私どもを出しております特許関係というのは、ほかのところからとられないためのプロテクトの特許が非常に多うございます。したがって、すぐ実用化という形よりも、他のところがやっけとられてしまう、それを防ぐというのが大変多いと考えていただいていると思います。

それと、これは維持するのにお金がかかりますので、むしろ公表することを非常に重要視しております。最近の特許関係も大変厳しくなっております。拒絶が非常に多いんです。我々が出してもすぐ通るということはなくて、拒絶の形が多いものから、そうしますと色々な引っかけが出てまいります。したがって、私どもとしては積極的に出していくという姿勢をとっているわけでございます。すぐ企業に運用していただければ、大変私どもとしてはありがたいと思っておりますけれども、それには設備等がかかりますので、そう簡単にいかなくて、二段、三段を経なくては行けないと考えております。

**○星原委員** この技術センターをつくる目的は、林業県、木材生産量日本一ということから、大断面の集成材とかいろいろなことを研究しながらやっけていく。そこで県産材の活用が大きくなって販路拡大とかいろいろな形につながる。研究のための研究ならそれでいいんでしょうが、実用化に向けてどう取り組んでいくかということが最初の目的じゃなかったかと思うんです。ここに「受託事業等の実施」とあるんですが、研究受託で受託料を取られているのかどうかわかりませんが、このセンターの目的は、今先生が言われるようなとられないという部分もあるでしょうし、県産材が付加価値をつけて県外なり県内なりで活用されていく形にどれだけ後押し

ができるかということじゃないかと思うんです。毎年こうやって1億円ぐらにかかっている。それで研究員が足りるのか足りないのか、施設の整備がどうなのか。金かけるならかけてでも、その分は十分バックができるような形に持っけていくのであれば、技術者の増員とか、予算面で機械とかそういったものにもやっけて、宮崎県の林家の人たちが、付加価値をつけた形でほかの県より取引量が多くなったり、単価が上がってきたり、そういうふうに持っけていくのが筋じゃないかと思うんですが、その辺はどうとらえたらいいんですか。

**○有馬木材利用技術センター所長** 大変貴重なお話をいただきましたけれども、まさに私どもはそこに視点を置いごさして、先ほどの特許等については、これは研究開発の部門としての役割だと解釈しております。受託試験とか依頼試験、技術的な支援、むしろそちらの方が現在多いと考えていただいた方がよろしいかと思ひます。乾燥材の問題につきましても、私どもところに質問、あるいは実際に試験をやっけてくださいということは大変多うございます。先ほど技術相談件数が607件ということでしたけれども、これはほとんど受託試験につながっている。それでどれくらい稼いでいるんだと、1億も稼いでいるのかと言われますと、それほど稼いでおりません。ただ、別な言い方をしますと、大変低い価格で受託しておりますので、むしろそちらの方が企業等にとってはバックとしてはありがたいのではないかと感じております。これをもうちょっと高く取れば、今度は別の試験機関との競争になります。したがって、必ずしも私どものところに来るとも限りませんし、私どもに備えつけてあります色々な設備等、それから知恵というものが生かされること

にもなりません。600が多いか少ないかということは議論があろうかと思いますが、私どもとしては精いっぱいやっているつもりでございませぬ。

**○星原委員** 精いっぱいやっていたているのはわかっているんですが、こういう技術者を入れるともうちょっと変わった形の展開ができるのか、こういう機械を入れるともうちょっと違う付加価値がつけられる。投資はあるんですが、今までやっているのにプラスアルファの部分が多くなってくるというものがあれば、その辺もやっていかないと。結局、一定の金額、1億円前後の経費をただ毎年毎年こなすのか。年によっては1億5,000万でも2億でも、その分は県あるいは林家、産業にもいろんなものがちゃんと発信できる、あるいは利用価値が出て、その部分がプラスになっていくというか利を生むような形になっていくのであれば、毎年毎年少しずつそういう部分で乗っかる部分は乗っかる部分で予算つけていかないと、同じことの流れの中だけで——ドイツあたりからも相談を受けているみたいですが、そういうことだけで満足なのか。もう何年かたちましたので、少しはスギ材を使った形で林家に転換できる部分を探っていたらなと思うんです。

**○有馬木材利用技術センター所長** 御助言というんでしょうか、むしろ力をかしていただいたような感じがいたしておりますけれども、私どものところは5年を過ぎました。そういう点では設備等の更新等も入ってくる、それから新しいものへの展開ということも考えなくちゃいけない時期になってきております。ただ、限られた県の予算でございませぬ。その中で私どもが今努力しておりますのは、外部から少し取ってこようということで展開をしております。文部科

学省から取ってきた都市エリアが3年間で3億円ほどございませぬけれども、それがことして実は終わってしまいます。また、次の展開として特に私どもがやっているのは、ただスギ、林家ということだけではなくて、宮崎県自身が農業県であるし、いろんな連携を組んでいるところとございませぬ。そういう点で連携を組んだプロジェクトが立ち上がっておりますので、そういう点を含めて広い意味での連携を進めていきたいというぐあいに考えております。

**○星原委員** 先生言われるように、せっかくあれだけの施設をつくっているわけですから、技術者が足りないのであれば技術者を1人ふやすとか、5年たつと随分機械も古くなってきたりするわけでありまして、機械設備もどこかで更新していかないと、せっかくの施設がもったいないと思います。また予算の面を言われるといろんな部分もあるのかなと思います。部長以下いらっしゃるわけですから、その辺のところは遠慮なく使って、ちゃんと還元されるものを一方で考えていければ、十分その辺は可能なかなと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

**○中村山村・木材振興課長** 済みませぬ。先ほど私が申し上げた部分で1点だけ訂正をお願いいたします。特許権は出願中のものも含めて10件と申し上げましたが、12件の間違いでございませぬ。

**○高橋委員** 午前中のダイオキシン類対策の関係で、17年度、立入検査をして4施設に改善命令を出したということでしたけれども、日南にもそういう施設があったという報告がありましたが、要は、立入検査をした、改善命令を出した、その後のチェックも必要だと思っております。そこが徹底されないとまた繰り返されると思う

ので、そこはどうなっているか、簡単でいいですからお願いします。

○飯田環境対策推進課長 立入検査によりまして排出基準をオーバーした施設につきましては、次の年度も優先的に県としては立入検査をさせていただきたいと考えておるところでございます。そして改善するような体制を指導してまいりたいと考えております。

○水間委員 お手数ですが、環境森林部に係る基金が5つぐらいあるんですか。後で貸付金と一緒に資料で出してください。お願いします。

○丸山主査 ほかにございませぬか。

それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩

---

午後2時19分再開

○丸山主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、分科会の審査の進め方についてであります。執行部の皆様に御説明をいたします。今般、大変残念なことでありますけれども、土木部幹部、また昨日は出納長が、公共工事に関する競売入札妨害の容疑で逮捕されました。

そういうことで、議会といたしましても、公共3部に関するチェックを、通常の決算審査に加えてやるべきということになりましたので、審査といたしまして、通常の決算の審査をする前に、公共工事に係ります一般・指名競争入札についての審査を集中的に行いたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

それではまず、平成17年度公共工事についての審査を行いたいと思っておりますので、執行部の説

明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終わりましたからお願いいたします。

○長友農政水産部長 農政水産部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、平成18年度水産振興祭表彰式並びに水産試験場で開催いたしました「試験場まつり」に御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。お礼申し上げます。

早速でございますけれども、平成17年度農政水産部所管の公共事業につきまして、競争入札の実績及び発注機関別の落札率、受注金額等について、ただいまから農村整備課長が御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○後藤田農村整備課長 農村整備課でございます。

「公共事業の執行について」の資料をお願いいたします。6ページをお開きください。6、農政水産部の競争入札の実績について御説明いたします。

まず、1)競争入札工事についてであります。①の平成17年度発注公共工事につきましては、発注件数が468件、予定価格156億3,882万8,000円に対しまして受注金額が151億5,551万5,000円でございます。落札率は96.9%となっております。このうち一般競争入札につきましては1件、予定価格19億3,158万2,000円に対しまして受注金額は18億7,950万円でございます。落札率は97.3%となっております。また、指名競争入札につきましては467件、予定価格137億724万6,000円に対しまして受注金額は132億7,601万5,000円で、落札率は96.9%となって

おります。

次に、各事業ごとに御説明いたします。まず、左の方の②の農業農村整備事業についてであります。発注件数は393件、予定価格112億3,648万9,000円に対しまして受注金額は109億3,190万4,000円で、落札率は97.3%となっております。

次に、②—1の橋梁上部工でございますが、発注件数が4件、予定価格1億5,995万3,000円に対しまして受注金額は1億5,621万9,000円で、落札率は97.7%となっております。

次に、②—2のトンネル工事でございますが、発注件数が1件、予定価格19億3,158万2,000円に対しまして受注金額が18億7,950万円で、落札率は97.3%となっております。

②—3の災害復旧事業でございますが、市町村が事業主体となっておりますので、該当はございません。

次に、右側の③の漁港漁場整備事業についてであります。発注件数は75件、予定価格44億233万9,000円に対しまして受注金額は42億2,361万1,000円で、落札率は95.9%となっております。

次に、③—1の橋梁上部工と③—2のトンネルにつきましては、該当はございません。

次に、③—3の災害復旧事業でございますが、発注件数が13件、予定価格9億3,205万9,000円に対しまして受注金額は8億7,549万円で、落札率は93.9%となっております。

次に、左側の一番下の表に戻っていただきまして、④の5億円以上の工事についてでございますが、1件のみとなっておりますので、先ほど②—2のトンネル工事で説明いたしましたので、省略させていただきたいと思っております。

次に、右側の7ページをごらんいただきたい

と思っております。2)競争入札委託について御説明いたします。①の平成17年度発注公共委託業務についてでございます。発注件数が317件、予定価格15億2,844万9,000円に対しまして受注金額は14億6,486万9,000円で、落札率は95.8%となっております。委託業務はすべて指名競争入札となっておりますので、一般競争入札は該当ありません。

次に、各事業別に御説明いたします。まず、左側の②農業農村整備事業についてであります。発注件数が234件、予定価格11億6,516万8,000円に対しまして受注金額は11億2,613万6,000円で、落札率が96.7%となっております。

次に、②—1の橋梁上部工でございますが、発注件数が4件、予定価格5,763万5,000円に対しまして受注金額は5,596万5,000円で、落札率が97.1%となっております。

②—2のトンネルと②—3の災害復旧事業は、該当はございません。

次に、右側の③の漁港漁場整備事業についてであります。発注件数が83件、予定価格3億6,328万1,000円に対しまして受注金額は3億3,873万3,000円で、落札率は93.2%となっております。

③—1の橋梁上部工と③—2のトンネルは、該当はございません。

③—3の災害復旧事業でございますが、発注件数が6件、予定価格2,326万9,000円に対しまして受注金額は2,247万円で、落札率は96.6%となっております。

次に、左側の一番下をごらんいただきたいと思っております。④のヤマト設計受注委託業務についてでございますが、農政水産部では平成17年度の受注実績はありませんでした。

なお、8ページ以降につきましては、発注期間ごとに平成17年度の工事と委託業務の落札率及び受注金額を表にまとめたものでありますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○丸山主査 以上で執行部の説明が終わりました。

委員の皆様から御質疑はございませんか。

○水間委員 今最後に説明をいただいたヤマト設計の受注なし、その以前、14、15、16年度あたりではどうなんですか。

○後藤田農村整備課長 過去5年間ということで、13年度からの実績でございますけれども、13年度はございません。14年度に1件ございまして、200万程度の落札金額でございます。それから、15、16、17年度につきましては、指名はございますけれども、受注はしておりません。

○水間委員 15年度の指名は何回ですか。16年度、17年度、教えてください。

○後藤田農村整備課長 15年度の指名回数は1回、16年度が1回、17年度が3回ございます。

○田代漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。当課におきましては14年度以降指名もありません。

○水間委員 今度の問題について、皆さんの仲間が逮捕されるという異常なことになりまして、本当に残念であります。これを見ますと、これで落札率が高いから、さあそれがすぐ談合というふうには私は思っておりません。いろいろ話し合いも必要でしょうし——談合せいとは言いませんよ。そうではなくて、強い者が強いだけでとっていくことはやはり思っておりますが、ただ、今回、大変言いにくい話ですが、逮捕された業者がおられますね。ここで私が言っているのか、国土開発云々ありますが、ほか

に該当する業者名が言えたら言ってみてください。言えなければ資料で出していただくとありがたいと思います。

○丸山主査 暫時休憩します。

午後2時31分休憩

---

午後2時31分再開

○丸山主査 再開します。

○石川農村計画課長 先ほどの委員の御質問の件でございますけれども、ヤマト、香月技術士事務所、宮崎産業開発、西田技術開発コンサルタント、国土開発コンサルタントが指名停止になってございます。

○水間委員 14年度1件あったヤマト設計の200万程度、これは17年度の決算ですから参考的にお聞かせをいただきたいんですけども、場所はどこあたりですか。

○後藤田農村整備課長 場所につきましては児湯農林振興局管内になります。新富町の方です。

○水間委員 部長にお尋ねをいたしますが、今回このようなことになったことについて、公共3部の環境森林、土木、農政水産という事業を発注する側としまして、非常にこの問題についてはいろいろ言われておりますが、今回のこのことについて、部長としての見解をお持ちであればお聞かせをいただきたいし、農政水産部ではないんですけども、今後の再発防止についてどうお考えなのか、コメントがあればお聞かせください。

○長友農政水産部長 今回の案件につきましては非常に残念な案件だと思っております。今後防止策をどうするかということにつきましては、先般の総括質疑の中でもかなり答弁がございましたけど、指名競争入札から一般競争入札に移行させるとか、よその県でかなり落札率の

低い事例があるということ等もございますので、そういうところも参考にしながら公共3部で検討していくことになるんだろうと思います。いずれにしましても、非常に落札率が高いということに対する県民からの批判もございまして、心して検討していかねばいけないと考えております。

**○星原委員** お聞きしますが、落札率が高いという話なんですけど、落札率が高くなる面もあるんですよね。ある部分では予定金額が公表されているんです。そうすると、とる人たちは少しでもいい価格でとろうとしていきますからね。考え方として、予定の金額公表がいいのかどうかというのがあるのかなと、逆にですね。ある面ではそういうこともあると思うんですが、予定公表の部分についてはどういうふうを考えているんですか。

**○石川農村計画課長** 落札率が高いということの中で、今委員のおっしゃったような予定価格の公表という御指摘とかいろいろな部分を今後検討しながら、予定価格の公表はほかの県でやっているところもございまして、いろんな県の状況を見ながら、今後抜本的に透明性や競争性をやるような形で、3部合同しながら検討していきたいと思っています。

**○星原委員** それと、業者の人たちを擁護するわけでもないんだけど、台風とかいろんな災害等があったときは、道路に土砂が流れ込んだり、木が倒れてきたやつは、即明くる日から地域の人たちは生活に困るわけです。そうすると機械を持っていたり機動力があったりすると、どうしても地域の中で出動させられるんですよ。どこどこ区間はどこどこがという境界の地域割りをして、災害が起きたときには面倒見る。そういう部分もある面では考えておかな

いと、数字だけをマスコミあるいは県民もどうのこうのと言うけど、地域の中においてはそういう貢献度というものもあるので、そういう話もどこかに出していかないと、そのたびに1人出たら幾ら、あるいは機械を動かしたら幾ら、時間なら時間とか、そういった形ですべて数字でということに今後なってくれば、単純に言えば、一般競争入札でだれがどういう形かわかん形でやっていけば、小さい工事までそういう形になり出すと……。その辺についての考えというのは、今ここで聞けるとは思わないけれども、そういう部分もどこかに加味しておかないと、地域を守る意味では、一方では困ることも起きるのかなと私自身は考えるんです。工事の場合はね。

**○石川農村計画課長** 公共事業の発注におきましては、委員のおっしゃるように、私どもも特に県内業者の方々に受注をしていただきたいということで、これまでその割合を高めるような形でやってきております。今回、発注率が高いとか、入札の透明性という部分については、どういった条件をつけるのがいいのか、そういったものを考えながら公共3部でも議論をしていかなければいけないと思っています。

**○星原委員** それと、今回のヤマト設計が、17年度から18年にかけて、新聞情報では11回ぐらい落札していますよね。この数字を見ますと、1位の国土開発でも10回ぐらいしか入っていませんよね。極端に言えば、ああいうような形のとり方をしたから問題が起きたんじゃないか。目立ち過ぎるといえるのか、地元とのいろんな摩擦があったのかなと見るわけですが、県内の人たちが20回でも15回でもとってればあれでしょうけど、県内の業者の一番とっている国土さんが10回ぐらいしか落としていないのに、11回ぐ

らい落としているということは、今思えば数字を見れば異常だなと。3分の1とか半分ぐらいだったら、会社の規模がわかりませんからどれぐらい技術者がいるかわかりませんが、ちょっと異常だったのかなと。一般競争じゃなくて指名でありますから、指名の入れ方に問題があったのかなという気がするんです。そうなってくると指名じゃなくて一般競争にせざるを得んのかなと思うんですが、こういう問題が起きたので、今から議会も検討しなくちゃいけないでしょうし、3部の皆さん方もいい方向になるように、今出ましたように公平性や透明性を求めなくてはいけないのかなと思います。

それともう一点であります、今、公共事業関係でOBの問題等出てますよね。そういう点での疑問というのはどういうふうに思われているんですか、やっぱり影響があるんですか。

**○宮脇農政企画課長** 特に技術系職員、農業土木職につきまして、その技術力を活用したいということで、建設関係企業から人材として要請があったりいたします。ただその場合に、部として就職をあっせんしているわけではないんですが、現実問題として、昨年度末ですと、農業土木の関係で8名退職されましたけれども、その中で4名ほど建設関係企業に再就職されております。ただし、そのことが直ちに不正の温床になるということではないし、そういうことがあってはならないと思っております。職員の側も県民の方々から不信を招くようなことがないように、職務の遂行については公平公正を旨として対処していくんだということをさらに徹底していく必要があると考えているところでございます。

**○丸山主査** ほかにございませんか。

なければ、以上で公共事業に関する集中審査

を終了いたします。

それでは引き続き、平成17年度決算について、執行部の説明をお願いします。

なお、きょうは4時までが本日の日程になっておりますので、4時を目安にお願いしたいと思っております。

**○長友農政水産部長** それでは引き続きまして、平成17年度の決算につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。座って説明いたします。

まず、平成17年度の主要施策の主な内容についてでございますけれども、お手元の「普通会計決算特別委員会資料 農政水産部」の1ページをお開きいただきたいと思います。農政水産部といたしましては、平成17年度からスタートしました宮崎県総合長期計画に基づきまして各種施策を積極的に推進してきたところでございます。

まず、左側の一番上から「快適な環境を享受できる社会」についてであります、「自然と共生した環境にやさしい社会」に向けまして、「きれいな空気・きれいな水の確保」を進めるために、農業集落排水施設の整備等に努めたところでございます。

次に、「ゆとりある快適な生活空間のある社会」に向けまして、「地域の特性を生かした美しいみやぎづくり」を進めるため、棚田の保全、環境に調和した農業生産基盤の整備、さらには効率的な地籍調査を推進いたしまして、県土の均衡ある発展と計画的かつ適正な利用に努めたところでございます。

次に、左側の2つ目、「安全で安心して暮らせる社会」についてでございますが、「災害や事故に強い社会」に向けまして「災害に強い県土づくり」を進めるため、自然災害等による被



害の未然防止と軽減のための、農地・海岸の保全、防災施設の整備等に努めたところでございます。

次に、3番目の「力強い産業が営まれる社会」についてであります。 「たゆみなく挑戦する農業が展開される社会」に向けまして、「明日の宮崎農業を支える意欲あふれる担い手づくり」を進めるため、集落営農組織や認定農業者、農業法人等の多様な担い手の確保育成と、価格安定制度あるいは融資制度等に努めたところでございます。

また、「安全・安心・健康でおいしい食を供給する個性あふれる産地づくり」を進めるため、「みやざきブランド」づくりに取り組み、商品ブランド認証制度や「いのちの恵みに感謝する県みやざき」をコンセプトにイメージ定着を図りますとともに、2ページの方に入りますけれども、「消費者の信頼に支えられた食と農の絆づくり」を進めるため、トレーサビリティシステムの構築や県民運動としての食育の推進、さらには「環境とともに歩む循環型農業づくり」を進めるために、エコファーマーの認定推進等に努めたところでございます。

次に、水産業につきましては、「健康で豊かな生活を支える水産業が展開される社会」に向けまして、「豊かな資源の持続的利用と水産技術の開発」を進めるために、資源の回復や維持に向けて種苗の生産・放流、魚礁・漁場の整備に取り組みますとともに、「競争力のある経営と消費者に信頼される水産物の供給」を進めるため、制度資金の活用等による自立した水産業経営の確立、さらに水産物ブランド認証等に取り組んでまいりました。

また、「多様な水産業担い手の確保と多面的機能を有する魅力ある漁村の創造」を進めるた

め、技術指導によるリーダーの育成や女性グループの組織化、さらには多様な機能を有した漁港・漁村の整備等に努めたところでございます。

3ページに参りますが、最後に、「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」についてであります。 「個性と魅力ある地域が形成される社会」に向けまして、「魅力ある農山漁村づくり」を進めるため、グリーン・ツーリズムを推進し、さらには、生活排水処理施設や集落道等の生活環境の整備に努めてまいったところでございます。

以上が、平成17年度の主要施策の主な内容でございますが、詳細につきましては、後ほど各課長から御説明を申し上げます。

次に、平成17年度の決算状況につきまして御説明いたします。

4ページをごらんいただきたいと思います。2平成17年度決算事項別明細説明資料の(1)課別歳出決算額集計表をごらんいただきたいと思います。

まず、一般会計ですけれども、真ん中から下の方に農政水産部計の欄がございます。最終予算額662億2,327万6,590円に対しまして支出済額が585億9,952万278円となっております。翌年度への繰越額が69億1,271万2,000円、不用額が7億1,104万4,312円となっております。

また、特別会計は、最終予算額5億4,308万9,000円に対しまして支出済額が3億4,548万2,559円となっております。不用額が1億9,760万6,441円となっております。

特別会計を含めました農政水産部の合計では、一番下の欄でございますけれども、最終予算額667億6,636万5,590円に対し支出済額589億4,500万2,837円となっております。執行率

は88.3%、繰越額を含めると98.6%となっております。

なお、詳細な決算の状況につきましては、後ほど各課長が御説明いたします。

次に、平成17年度の監査結果の指摘事項につきまして御説明をいたします。

6ページをお開きください。6ページに掲載してございますように、監査におきまして、「電柱等設置に係る行政財産使用料について、調定の時期がおくれているものが見受けられた」との指摘がございましたが、これに対する改善につきましては、事務処理期限を含めた進行管理の徹底に畜産試験場一体となって取り組むことで、再発防止に努めることといたしました。

また、「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」において、2件の審査の意見がございました。これにつきましては、後ほど関係課長から御説明いたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

**○宮脇農政企画課長** 農政企画課の平成17年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成17年度普通会計決算特別委員会資料をお願いいたします。4ページをお開きください。平成17年度決算事項別明細説明資料、(1)課別歳出決算額集計表の農政企画課のところですが、農政企画課は一般会計のみでございます。最終予算額は38億7,876万3,000円で、これに対する支出済額は38億7,687万8,164円でございます。その結果、不用額は188万4,836円となり、執行率は99.9%でございます。

次に、当課の決算事項別の明細は7ページから10ページとなっておりますが、「目」の執行

残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

なお、各課の説明におきましても、「目」の執行残が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のもののみについて説明させていただきます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

今回、主要施策の成果に関する報告書の記載が変更になりましたが、農政水産部各課の説明方法につきましては、さきの環境森林部分科会で御説明した要領に基づいて行わせていただきます。

それでは、「平成17年度主要施策の成果に関する報告書」の青いインデックスで「農政企画課」のところ、275ページをお開きください。上から4行目、(1)元気な地域農業の確立につきまして、主な事業、リスクマネジメント普及定着化に取り組みました。「施策の評価」にありますように、農業共済団体の獣医師が、大型の畜産農家を対象として巡回指導や研修会等を実施し、家畜の疾病や飼養管理に起因する事故を未然に防止するためのリスクマネジメント技術について普及定着化に貢献したところでございます。今後とも、農家の生産性の向上に寄与することができるようリスクマネジメント技術の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じページの下から5行目、(1)知恵と工夫で創る「みやざきブランド」の新展開につきまして、276ページになりますが、主な事業、新みやざきブランド推進対策に取り組みました。「施策の評価」の①にありますように、「いただきます」をキーワードとするテレビCMなど、本県農畜産物や産地の取り組みを全国

に向けて情報発信することにより、関連記事が全国9誌で掲載されるなど、「安全・安心は宮崎」とのイメージ定着が図られました。また、②にありますように、商品ブランド認証制度において花きや乾しいたけ等の認証基準の検討を行うなど、宮崎ならではの商品づくりを進めました。認証商品・認定産地は、累計で26商品、56産地となっております。

次に、277ページをごらんください。1行目の(2)輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築につきまして、主な事業、みやざきブランド輸出促進に取り組み、香港の高級量販店やシンガポールの日系量販店において、ミニサイズのカンショを初めとする12品目で272万5,000円の輸出金額となったところであります。本県では輸出に取り組んで2年目ということもあり、「施策の評価」の②にございますように、継続的な取引の展開に向けた販路の開拓に努めてきたところであります。今後とも、香港、シンガポールなどの取引先との継続的な関係を構築し販売量や品目の拡大を目指すとともに、新たな販売先の開拓活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、278ページをお開きください。1行目の(4)新たな技術開発・普及と情報化による営農支援につきまして、主な事業、⑩産学公連携による宮崎県農水産試験研究機能発揮促進に取り組み、共同研究アドバイザーを1名委嘱して産学公が連携した共同研究体制を整備し、つぼみの落ちないスイートピー栽培技術の開発など、27の課題について技術開発の加速化に努めたところであります。この結果、279ページになりますが、「施策の評価」としましては、①にございますように、スイートピーや水稻の新品種の育成、カラーピーマンの増収技術等の開

発、さらには残留農薬一斉分析可能成分数の拡大が図られたところであります。今後とも、地域において緊急性が高く早期普及を目指す課題や最先端技術を活用した技術の開発に取り組んでまいります。

最後に、監査結果及び監査委員の決算審査意見書等に関して、特に報告すべき事項はございません。

農政企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○玉置地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。地域農業推進課の平成17年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

まず、お手元の平成17年度普通会計決算特別委員会資料の4ページをお開きいただきたいと思います。地域農業推進課におきましては一般会計及び特別会計がございますけれども、まず、一般会計について御説明いたします。平成17年度の一般会計の予算額は40億8,338万4,000円でございます。これに対する支出済額は39億5,687万7,368円となっております。また、翌年度への繰越額は、明許繰越で1億825万3,000円、不用額は1,825万3,632円となり、執行率は96.9%でございます。

次に、特別会計でございますけれども、予算額は1億6,638万5,000円で、これに対する支出済額は1億6,558万6,024円でございます。また、不用額は79万8,976円となり、執行率は99.5%となります。

次に、当課の決算事項別明細につきまして11ページから14ページまでとなっておりますけれども、一般会計の「目」における予算の執行残額が100万円以上のものについて御説明します。なお、執行率が90%未満のものはございません。

12ページをお開きください。まず、一般会計でございますけれども、(目) 農業振興費におきまして、事業の繰り越しによるものが1億825万3,000円、不用額が1,775万8,632円で、執行率が94.0%となっております。事業の繰り越しにつきましては、経営構造対策事業及び新山村振興等農林漁業特別対策事業における事業主体の着工のおくれにより繰り越したものでございます。また、不用額の主なものにつきましては、経営構造対策事業の執行残によるものでございます。

以上で決算事項別説明を終わります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の280ページをお開きいただきたいと思います。4行目(1)の施策、元気な地域農業の確立につきまして、地域農業支援総合対策事業などの事業に取り組みまして、地域農業者みずから合意形成を図り、集落営農に向けた集落における農業プランづくりや農業機械の導入、遊休農地の解消への支援とともに、担い手の農地の利用集積を促進してきたところでございます。次のページをごらんください。中ほどの「施策の評価」でございますけれども、集落営農については、地域での取り組みに温度差はあるものの、多様な取り組みが始まったところでございます。今後も農業従事者の減少が見込まれる中で、宮崎県農業を支える人材の確保育成のための体制づくりを、関係者一体となって進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の施策、本県農業を支える企業の経営体や組織の育成につきまして、認定農業者レベルアップ対策事業などの事業に取り組みまして、担い手協議会などの設立、またその協

議会における法人設立、集落営農に向けた研修会の開催、認定農業者に対するカウンセリングなど担い手の支援を進めてきたところでございます。次に、282ページをお開きいただきまして、「施策の評価」のところでございますけれども、平成17年度の認定農業者数は目標を上回る7,449経営体に増加し、集落営農法人、農協出資型農業法人などの設立もあり、農業法人も目標数をおおむね確保しているという状況で、おおむね想定した成果を上げたものと考えてございます。今後とも、認定農業者や農業法人など核となる担い手、新規就農者など多様な担い手の確保育成に努めていきたいと考えております。

続きまして、283ページをごらんいただきたいと思います。1行目(3)の施策、次代を担う多様な担い手づくりにつきまして、ニューファーマー確保・育成総合支援事業などの事業に取り組み、新規就農者に対するリース施設等の整備、農業実践塾などの研修事業等に取り組みまして、新たに農業に取り組もうという人の環境整備に対して支援を行ったところでございます。続きまして、284ページをお開きいただきまして、ページの下の方の「施策の評価」でございますが、新規就農者につきましては、就農啓発から経営定着までの各段階における体系的な施策を実施した結果、年間の新規就農者数は増加傾向にあるところでございます。今後とも団塊の世代の退職など離職者を中心に就農希望がふえると見込まれますので、そういった方に農地の確保も含め就農しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

次に、286ページをお開きいただきたいと思います。(1)都市と農山漁村の交流促進につきまして、新グリーン・ツーリズム総合推進対

策事業などの事業に取り組み、県内の実践者等で組織する「みやぎきグリーン・ツーリズムネットワーク交流会」を設立するなど、地域ぐるみで都市住民の受け入れ態勢などの整備を行ってきたところでございます。ページの下の方、「施策の評価」のところでございますけれども、インストラクターの資格取得者数や交流ツアーの実施など、想定した以上の成果を得ており、今後ともグリーン・ツーリズムの啓発、普及を目指してネットワーク交流会等の支援を引き続き行っていきたいと考えてございます。

最後でございますが、287ページをお開きいただきたいと思っております。1行目の(2)農山漁村地域の生活環境の整備につきまして、中山間地域等直接支払制度などの事業に取り組みまして、集落協定に基づく耕作放棄防止活動や水路、農道等の管理活動などの取り組みを支援してきたところでございます。「施策の評価」といたしましては、本制度の協定締結面積が目標値を上回っておるという一定の成果はございますが、2期対策においては、農業生産活動が可能となる推進体制の整備に向けて一層の指導をしていく必要があると考えております。

最後に、監査結果でございますけれども、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告事項はございませんでした。

地域農業推進課につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。  
**○松尾 営農支援課長** 営農支援課でございます。平成17年度の決算状況について説明をいたします。

初めに、お手元の平成17年度決算特別委員会資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。営農支援課におきましては一般会計と農業改良資金特別会計がございます。まず、一般会

計でございますが、平成17年度の予算額は24億8,069万4,247円でありまして、これに対する支出済額は24億7,715万9,653円でございます。不用額は353万4,594円となりまして、執行率は99.9%でございます。

また、特別会計の予算額は2億960万8,000円で、これに対する支出済額は1億6,783万7,682円でございます。不用額は4,177万318円となりまして、執行率は80.1%でございます。

次に、決算事項別の明細でございますが、営農支援課分は委員会資料の15ページから19ページに掲載してあります。19ページをお開きいただきたいと思っております。農業改良資金特別会計でございますが、(目)農業振興費につきましては、不用額が4,177万318円となっております。これは貸付金が主なものであります。この資金は農業者が農業経営の改善を目的として施設整備等を行う際に無利子資金の貸し付けを行うものですが、農業を取り巻く厳しい環境による農業者の投資意欲の減退や低金利情勢を背景に、無利子資金の優位性が薄らいだことなどによりまして、貸付金につきまして、予算額1億5,078万円に対しまして貸付額が1億1,078万円にとどまったということでございます。

以上が決算事項別の明細でございます。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の288ページをお開きください。4行目の(2)の施策、本県農業を支える企業的経営体や組織の育成につきまして、主な事業、経営安定農家育成支援について取り組み、安定した農業経営を確立するため、県とJAグループで設置しております宮崎県農家経営支援センターと農業改良普及センターとが連携し、134件の経営コンサルテーシ

ョン及び事後指導を行いました。

また、農業近代化資金利子補給・助成以下3つの事業について取り組み、地域農業を牽引する効率的で安定的な経営体の育成を図り、意欲ある農業者の資金需要に的確に対応するため、それぞれの資金制度の特徴を生かしながら積極的に融資の推進を図りました。今後とも、農業経営の体質強化や担い手の確保育成に向けた支援の充実が課題であると考えております。

次に、289ページをごらんいただきたいと思っております。中段にあります(2)の施策、輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築につつまして、主な事業、重要病害虫防除対策について取り組み、無人ヘリコプターを活用した効率的な防除技術や、ウイルス病など新規発生病害虫の防除対策の確立を図りました。「施策の評価」といたしましては、病害虫の発生の抑制と被害の軽減が図られたところであります。

次に、291ページをごらんいただきたいと思っております。(4)の施策、新たな技術開発・普及と情報化による営農支援につつまして、主な事業、農業改良普及センター運営について取り組み、農業・農村の担い手の育成確保を図り、地域農業の課題解決とその振興を図るため、183名の普及指導員が県内8センターに駐在して活動を展開いたしました。

また、㊦農業eラーニング整備について取り組み、女性農業者等が在宅で経営管理能力を身につけられますよう、パソコンを活用した通信教育システムを整備いたしました。

さらに、㊦新しい農業改良普及体制整備について取り組み、農業者の高度で多様なニーズに対応していくため、新しい普及指導員資格の取得及びその資質向上を図るとともに、大学や民間の専門家、地域の先進農家74名を普及指導協

力委員として委嘱をいたしまして、普及活動の高度化や対応分野の拡大を図りました。

「施策の評価」としましては、普及センターでは毎年、地域からの課題を聴取した上で活動課題を設定した普及指導活動を展開しており、平成17年度は計415課題に取り組み、74%の課題で目標を達成しており、おおむね順調に施策が推進されていると考えております。

次に、292ページをお開きください。中段の(1)の施策、食卓と産地を安全・安心でつなぐ仕組みづくりにつつまして、主な事業、㊦みやざき食の安全・安心総合推進について取り組み、生産段階において地域の生産環境に対応した特別栽培農産物等の生産に向けた栽培技術の開発普及を図りました。また、流通・販売・消費段階における食品表示適正化の強化や、消費者によるチェックシステムの構築により、県民の安全・安心な消費生活の確保に努めたところでございます。「施策の評価」につつましては、イチゴ、ナス、ピーマンの3品目において天敵防除の実証を行うとともに、食品表示ウオッチャーを増員し、食品表示に対する監視体制の強化を図ったところでございます。

次に、294ページをお開きください。(2)の施策、県民総参加による食農ネットワークづくりにつつまして、主な事業、みやざきの食ルネサンス運動展開について取り組み、毎月16日の「ひむか地産地消の日」を中心とした普及啓発を行うとともに、学校給食における地元農産物の活用や地産地消推進協力員により自主的な活動への支援等を実施したところでございます。「施策の評価」につつましては、「いただきます」を合い言葉に食と農のきずなづくりを進める「『いただきます』からはじめよう宣言」の提唱や、地元食材を活用した学校給食の

提供による地元農林水産業への理解促進を図るとともに、地産地消推進協力員による地域に根差した自主的活動の推進をしてきたところであります。

次に、295ページをごらんください。中段下の(1)の施策、環境と調和した生産活動の推進につきまして、主な事業、環境にやさしい持続的農業生産方式導入促進について取り組み、環境保全型農業の普及拡大を図るため、リアルタイム診断技術や天敵利用技術等、化学肥料や農薬を低減する技術の開発と実証圃の設置など、生産現場へ普及するための活動を展開いたしました。「施策の評価」につきましては、環境保全型農業に取り組むエコファーマーについて、野菜を中心に着実な増加が見られたところでございます。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における審査意見についてでございます。監査における指摘事項として、「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」において指摘事項がございました。

お手元の審査意見書7ページをお開きいただきたいと思っております。ページの下段にあります(イ)農業改良資金特別会計につきまして、「貸付金の収入未済額については、前年度に比べ減少しているものの、なお多額となっているので、引き続き償還促進についての努力が望まれる」という意見でございます。償還対策につきましては、貸付審査の段階から、借受者の農業経営の改善が図られますよう、農業改良普及センターや農協等が連携してきめ細かな営農経営指導を行っているところでありますが、借受者の農業災害や農畜産物等の価格低迷等によりまして経営不振等に陥るなど、償還が困難となってい

る借受者が生じております。このため、延滞が発生した借受者につきましては営農指導による経営改善を進めていくとともに、本庁と各出先機関並びに農協等の関係機関が連携しながら、延滞が発生した初期の段階から、延滞者への督促なり、保証人を含めた面談等を粘り強く実施して、鋭意回収に努めているところでございます。

営農支援課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○村田農産園芸課長 農産園芸課の平成17年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の普通会計決算特別委員会資料4ページをお開きください。農産園芸課は一般会計のみでございます。農産園芸課の平成17年度一般会計の最終予算額は31億179万4,000円で、これに対する支出済額は30億1,162万8,102円となっております。また、翌年度への繰越額は、明許繰越で7,251万7,000円、繰り越しの理由は、国の予算内示の関係等により事業主体において事業が繰り越しとなったためでございます。不用額は1,764万8,898円となりまして、執行率は97.1%となっております。なお、繰越額を含めました執行率は99.4%となります。

次に、当課における決算事項別の明細は20ページから21ページまでとなっておりますが、まず、20ページをお開きください。下の方の(目)農作物対策費でございますが、不用額が1,703万8,500円となっております。その主なものは、次の21ページであります。中ほどの負担金・補助及び交付金の1,644万円余でありまして、生産総合対策の輸入急増戦略的対応特別対策事業で事業主体における入札残が518万9,000円、園芸みやざき産地強化緊急対策事業で、同じく

事業主体における入札残等によります執行残が449万5,000円などとなっております。

以上が決算事項別の説明であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書の297ページをお開きください。まず、「力強い産業が営まれる社会」を政策目標といたしまして、

(2)の本県農業を支える企業的経営体や組織の育成に取り組んだところであります。具体的には、「施策推進のための主な事業及び実績」の最初の事業、青果物価格安定対策についてであります。「主な実績内容」欄の指定野菜価格安定対策事業以下5つの国及び県の事業によりまして、野菜価格低落時に農家への価格差補給金の交付を行いました。平成17年度は、次の298ページの上の表にありますように、これら政府全体で約10億円の補給金を交付し、農家経営の安定に努めたところであります。その結果、298ページの1行目「施策の評価」にありますように、おおむね想定した成果を上げたものと考えており、今後とも担い手農家の安定的な経営を確保するため、引き続き効果的な制度の運営に取り組んでまいります。

次は、右側の299ページをお願いいたします。

(2)の施策、輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築についてであります。上の段の事業、水田農業みやざき構造改革支援ですが、米政策改革大綱の趣旨を踏まえながら、米の的確な需給調整対策や地域水田農業ビジョンに基づく地域の自主的な取り組みを支援する産地づくり対策、さらには機械施設等の条件整備、県産米の販売体制の整備等に取り組んだところでございます。

次に、300ページをお願いいたします。上段の事業、生産総合対策についてであります。農産園芸作物に対する産地競争力強化のための支

援といたしまして、低コスト耐候性ハウスや集出荷貯蔵施設、葉たばこ乾燥施設、茶処理加工施設などの整備に取り組んだところであります。また、輸入急増野菜に対する産地体制確立のための支援といたしまして、物流施設や選果機等の整備に取り組んだところであります。

次に、下の段、事業、園芸みやざき産地強化緊急対策についてであります。園芸作物の周年栽培や担い手の規模拡大を図るため、耐風性を強化したハウスの導入、またハウスの団地化など本県施設園芸の再編整備を進め、産地の体質強化に努めたところであります。

次に、301ページであります。一番上の段、事業、みやざき茶プロジェクト2000についてあります。茶生産者で組織する宮崎県茶業協会の各種活動に対して助成しますとともに、茶園の新植、改植や防霜施設の整備を進めました。また、県内外のみやざき茶のPR活動に対する支援を実施し、ブランドの確立に取り組んだところであります。

次に、一番下の事業、「みやざきの花」ブランド産地育成対策についてであります。市町村やJAごとにブランド産地化ビジョンを策定し、産地オリジナル品種の育成や鮮度保持技術などの課題解決に取り組むとともに、生産施設や育苗施設などの生産条件整備を進めるなど、本県花きブランドの産地化に努めたところであります。

次に、302ページをお願いいたします。2段目の事業、みやざきの果樹トップブランド確立対策についてであります。本県果樹のブランド化を促進するため、商品性向上対策や消費拡大対策等を実施するとともに、マンゴーや日向夏などのブランド品目の生産条件整備として、オーナー育苗施設や栽培施設の整備を実施したと



ころであります。

右側の303ページ、「施策の評価」についてでございますが、今御説明した取り組みによりまして、消費者ニーズや地域の特性に応じた特徴ある商品ブランド品目が育成されますとともに、競争力のある産地が形成されつつあります。今後とも引き続き、輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、305ページをお願いいたします。最後になりますけれども、(1)の施策、環境と調和した生産活動の推進の事業、農業用廃プラリサイクル促進についてであります。農業用廃プラスチックの適正処理体制を確立するため、農家がハウスの被覆資材やマルチ資材を購入するときに、排出時の運搬処理経費を前払いするデポジット制度の普及推進を図るとともに、集積場の拡充など生産者が利用しやすい回収・運搬体制の整備に取り組んだところであります。その結果、「施策の評価」にありますように、廃プラスチックの回収量が増加し再処理体制が整いつつありますので、引き続き本制度の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき指摘事項はございません。

農産園芸課は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

**○井好畜産課長** 畜産課でございます。畜産課の平成17年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の決算特別委員会資料4ページをお開きください。畜産課は一般会計のみでございます。畜産課の平成17年度予算額は49億311万343円、これに対しまして支出済額46

億6,455万5,050円でございます。翌年度への明許繰越額1億2,490万円、また不用額1億1,365万5,293円となっております。執行率95.1%、繰越額を含めた執行率は97.7%となります。

次に、当課における決算事項別の明細は22ページから25ページまでとなっております。22ページをお開きください。最初に、さきに申し上げました翌年度への明許繰越についてでございますが、これはすべて下の段の(目)畜産振興費の事業でありまして、畜産基盤再編総合整備事業ほか2事業におきまして、事業主体の事情により事業が繰り越しになったものであります。

続いて、不用額等についてであります。まず、同じく(目)畜産振興費の不用額が1億103万4,550円でございますが、その主なものについて御説明いたします。23ページをお開きください。中段下の負担金・補助及び交付金の不用額が9,388万913円となっております。この主なものとしまして、1つ目に、畜産系環境保全事業費の不用額が8,592万7,000円でございます。これは、平成16年度の繰越事業であります、環境と調和した畜産経営推進緊急対策事業の5地区中の1地区におきまして、鶏ふんの堆肥化、炭化炉の整備を進めていたところでありましたが、周辺地区の最終的な住民同意が得られず事業を断念せざるを得ない状況となり、事業主体からの申請の取り下げにより不用額が生じたものであります。

また、家畜排せつ物管理・利用推進対策事業におきまして養豚農家の堆肥舎整備を計画しておりましたところ、構成員の疾病により事業資金の調達が困難となり、事業主体からの申請の取り下げがあったことによる不用額であります。

次に、その下の償還金・利子及び割引料の不

用額の250万1,252円についてでございます。これは、1つの市町村におきまして、家畜導入のために造成しておりました基金を閉鎖して国へ償還を予定していたところ、市町村合併に伴いまして基金の閉鎖を取りやめたことにより国への償還金が減額となり、不用額が生じたものでございます。

次に、24ページをごらんください。(目)家畜保健衛生費の不用額が1,208万8,400円となっております。その主なものについてであります。中段の委託料の不用額が310万6,759円となっております。これは、宮崎市ほか2家畜保健衛生所の庁舎管理等各種委託費の執行残によるものであります。

また、その下の負担金・補助及び交付金の不用額が506万2,260円となっておりますが、これは、家畜伝染病のワクチン接種の助成を行う事業におきまして計画頭数を下回ったことによる執行残でございます。

以上で決算事項別説明を終わります。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書306ページを開きください。まず、「力強い産業が営まれる社会」を政策目標に、(2)輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築に取り組んだところであります。具体的には主な事業に示しております。まず、優秀種雄牛安定確保対策事業におきましては、直接検定、現場後代検定などの実施により産肉能力の高い優秀な種雄牛の造成を行いました。

次の新規事業、地域肉用牛生産振興対策事業においては、基金を造成し、増頭対策や保留対策等の実施により、肉用牛繁殖経営の安定と生産振興を図りました。

307ページを開きください。一番上の新規事業、性判別受精卵を活用した優秀乳用後継牛作出事業においては、供卵牛の導入、高能力牛から採卵した雌雄判別受精卵の酪農家への供給を行うことにより、県内産高能力後継牛の確保及び酪農経営の安定を図りました。

上から3つ目の新規事業、飼料基盤活用促進事業においては、飼料生産基盤である草地造成や利用施設である家畜保護施設等を一体的に整備することにより、輸入飼料に依存しない、自給飼料に立脚した足腰の強い大家畜経営体の育成を図りました。

次に、308ページを開きください。上から1番目と2番目の家畜伝染病予防事業、家畜伝染病リスク管理体制強化事業においては、家畜伝染病の発生予防や蔓延防止のため、家畜伝染病予防法に基づき牛の結核病やヨーネ病など伝染病の検査や、ワクチン接種の推進、防疫演習の開催等を実施することにより家畜防疫体制の強化を図りました。

309ページをごらんください。その結果、「施策の評価」にございますように、肉用牛においては優秀な種雄牛が造成されるとともに、県内における中核的な肉用牛経営体の育成推進、さらには中山間地域での生産体制の整備等が図られました。酪農においては、優秀な乳用牛群の整備推進による効率的でゆとりのある酪農経営の確立に努めました。また、⑤の飼料においては、耕畜連携による飼料稲利用促進や、安全な稲わら等の安定供給体制の整備を図りました。また、⑥の家畜防疫体制の強化においては、家畜伝染病の発生の未然防止のための防疫体制の強化が図られたところであります。

次に、311ページを開きください。同じ政策目標の(1)環境と調和した生産活動の推進

の取り組みについてであります。具体的には、主な事業でございます資源リサイクル畜産環境整備事業に取り組み、宮崎南部地区の家畜排せつ物処理施設の整備や運搬機械の導入等により畜産環境整備を行いました。

また、新規事業、家畜排せつ物管理・利用推進対策事業に取り組み、県内一円で家畜排せつ物処理施設整備や堆肥運搬等機械導入の実施により、家畜排せつ物法に基づき、野積み、素掘り等の不適切な処理の未然防止を図ったところであります。

312ページをお開きください。その結果、「施策の評価」にございますように、計画的な家畜排せつ物処理施設の整備による良質堆肥生産や耕畜連携の取り組みの強化が図られまして、資源循環型畜産の展開が推進されております。今後とも、家畜排せつ物の適正な処理、管理等に努めてまいりたいと考えております。

最後に、監査結果についてであります。監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○石川農村計画課長** それでは、農村計画課の平成17年度予算に係る決算状況などについて御説明いたします。

お手元の平成17年度決算特別委員会資料の4ページをお開きください。農村計画課におきましては一般会計のみでございます。農村計画課の平成17年度一般会計の予算額は95億7,261万8,000円で、これに対する支出済額は95億5,608万6,907円でございます。また、翌年度への繰越額は、事業主体において事業が繰り越しとなることによる明許繰越で1,597万1,000円、不用額は56万93円となり、執行率は99.8%

でございます。なお、繰越額を含めた執行率は99.9%でございます。

次に、当課における決算事項別の明細については26ページから28ページまでとなっておりますが、「目」における予算の執行残額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

以上で決算事項別説明を終わります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

平成17年度主要施策の成果に係る報告書の313ページをお開きください。4行目(2)の施策、計画的かつ適正な土地利用の促進につきまして、主な事業、地籍調査でございます。地籍調査は、1筆ごとに地籍を明確化するもので、土地に関する最も基本的な調査であります。平成17年度は都城市ほか19市町村において、面積71平方キロメートルの調査を実施いたしました。下段の表にありますが、17年度までの県全体の進捗率は約55%となっております。地籍調査によりまして、土地所有に関する権利の保全や明確化、課税の公平化及び公共事業などにおける用地取得事務の円滑化などが図られております。

次に、314ページをお開きください。4行目(3)の施策、効率的で生産性の高い農業を支える基盤の整備につきましては、主な事業、土地改良事業負担金であります。土地改良事業負担金は、国営土地改良事業及び緑資源機構事業による県及び地元負担金でありまして、平成17年度は両事業合わせて8地区で執行いたしました。国営事業及び関連する県営事業などによる畑地かんがい施設の整備に合わせて作物の品質向上や新品目の導入などが図られるなど、大規模畑作の産地づくりが進められております。

最後に、監査結果についてであります。監査委員の決算審査意見書に関して、報告すべき事項はございません。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○後藤田農村整備課長 農村整備課の決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の4ページをお開きください。農村整備課におきましては一般会計のみであります。農村整備課の平成17年度一般会計の予算額は281億2,090万1,000円で、これに対します支出済額は224億3,080万5,378円であります。また、翌年度への繰越額につきましては、明許繰越で52億4,120万2,000円、不用額は4億4,889万3,622円となりまして、執行率は79.8%であります。なお、繰越額を含めました執行率は98.4%であります。

次に、当課におきます決算事項別明細は29ページから33ページまでとなっておりますけれども、まず29ページをお開きいただきたいと思っております。3行目の(目)農業振興費でございます。右から2列目の執行率が82.2%となっておりますが、これは、用地交渉等に日時を要したことによりまして、7億2,822万7,000円を翌年度に繰り越したことによるものであります。

次に、30ページをごらんください。上から4行目の(目)農地総務費であります。不用額2,715万8,789円となっておりますが、これは、県費措置の職員の人件費を補助公共事業の人件費へ振りかえたことによるものであります。

次に、8行目の(目)土地改良費であります。執行率が81.2%となっておりますが、これも用地交渉等に日時を要したことによりまして、25億7,924万円を翌年度に繰り越したことによるものであります。

次に、31ページをお開きください。中ほどから少し下になりますが、(目)農地防災事業費であります。執行率が86%となっておりますが、これも用地交渉等に日時を要したことによりまして、5億8,048万6,000円を翌年度に繰り越したことによるものであります。

次に、32ページをごらんください。下から2行目になりますが、(目)耕地災害復旧費であります。執行率が66.7%となっておりますが、これは、事業主体である市町村において事業が繰り越したことによりまして13億5,324万9,000円を翌年度に繰り越したことや、平成17年度に発生しました災害に係る国の予算割当率が見込みを下回ったことなどによりまして、4億2,170万1,000円の不用額を生じたことによるものであります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の315ページをお開きください。4行目(1)の施策、良好な水環境の保全についてであります。主な事業であります。農業集落排水事業によりまして、旧高城町の石山地区ほか5地区で汚水処理施設などの整備を行いました。なお、下段の「施策の評価」であります。関係部局と連携を図り、県の生活排水対策総合基本計画に基づきまして整備が進められております。今後とも、農村の生活環境の改善などを図るために効率的な整備を推進する必要があると考えております。

次に、316ページをお開きください。3行目(1)の施策、うるおいとやすらぎのある美しい景観・環境づくりについてであります。主な事業であります。里地棚田保全整備事業によりまして、高千穂町の五ヶ所地区ほか2地区で農業用排水路などの整備を行いました。「施

策の評価」であります。地域住民と連携しながら環境に調和した整備に取り組み、各種イベントを通じて都市住民との交流促進や維持・保全活動が定着しつつあります。今後とも、環境と調和した農業生産基盤の整備を進める必要があると考えております。

次に、317ページをごらんください。4行目（1）の施策、県土の保全対策の推進についてであります。主な事業であります。上段の県営シラス対策事業によりまして、串間市の秋山地区ほか3地区で排水路などの整備を行いました。2ページめくっていただきまして、320ページをお開きください。「施策の評価」でありますけれども、農地や農業用施設などの災害を未然に防止することに努めておりますが、引き続き、危険性や緊急性に配慮して計画的に事業の推進を図ることが必要であると考えております。

次に、321ページをごらんください。4行目（3）の施策、効率的で生産性の高い農業を支える基盤の整備についてであります。主な事業であります。322ページをお開きください。一番上の県営畑地帯総合整備事業によりまして、小林市の堤地区ほか14地区で畑地かんがいの整備を行いました。

表2番目の県営経営体育成基盤整備事業につきましては、高原町の宇都地区ほか22地区で水田の区画整理などを行いました。

1ページ飛んでいただきまして、324ページをお開きください。「施策の評価」であります。用排水路及び畑地かんがい施設の整備によりまして、生産性や収益性の高い農業への転換、大規模畑作の産地づくりが進められております。さらに、営農と連携した効率的な国営関連事業を実施して早期の効果発現を図る必要があると

考えております。また、水田の整備によりまして、担い手農家への農地利用集積や農業法人などの生産組織化が図られておりますが、経営所得安定対策などに対応した基盤整備を図る必要があると考えております。

次に、325ページをごらんください。2行目（2）の施策、環境を保全し、心やすらぐ田園空間の創造についてであります。主な事業であります。農村総合整備事業によりまして、日之影町の日之影地区ほか1地区で農業集落道などの整備を行いました。326ページをお開きください。「施策の評価」であります。自然や景観などの地域資源を活用しまして、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤、農村生活環境基盤が総合的に整備されております。今後とも、農業農村の多面的機能の維持のために計画的な整備を進める必要があると考えております。

次に、327ページをごらんください。4行目（2）の施策、農山漁村地域の生活環境の整備についてであります。主な事業は、中山間地域総合整備事業によりまして、日南市の酒谷地区ほか14地区で営農飲雑用水などの整備を行いました。

328ページをお開きください。㊦元気のいいふるさとづくり事業によりまして、国富町の綾川地区ほか32地区で農業集落道などの整備を行いました。

「施策の評価」であります。これらの事業によりまして、農村地域における生活環境基盤の改善などが図られております。今後とも生活関連施設の整備を推進する必要があると考えております。

最後に、監査結果についてであります。監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告す

べき事項はありません。

農村整備課は以上であります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○藤田水産政策課長 水産政策課の決算状況等について御説明いたします。

お手元の委員会資料の4ページをお開きください。水産政策課におきましては一般会計及び特別会計の2つがございます。まず、一般会計の予算額につきましては19億7,490万2,000円で、これに対する支出済額は19億5,976万8,194円でございます。不用額は1,513万3,806円となり、執行率は99.2%でございます。

特別会計の予算額につきましては1億6,709万6,000円で、これに対する支出済額は1,205万8,853円でございます。不用額は1億5,503万7,147円となり、執行率は7.2%でございます。

次に、当課における決算事項別の明細は34ページから39ページまでとなっておりますが、34ページをお開きください。(目)水産振興費につきましては、不用額が1,227万8,136円となっております。これは、次のページ中ほどの下の方でございます、貸付金の執行残が主なものでございます。この貸付金は、財団法人宮崎県内水面振興センターへの短期貸付金でございますが、センターの経営改善努力などの結果、所要額が当初見込んでおりました額を下回ったために、1,000万円が不用となったことによるものでございます。

次に、39ページをお開きください。沿岸漁業改善資金特別会計でございます。(目)水産振興費の不用額が1億5,503万7,147円となっております。これは、水産を取り巻く環境が厳しく設備投資意欲が減退していること、低金利情勢により無利子のメリットが低下したことなどから、下から2行目の貸付金におきまして1

億5,335万円の不用額が生じたことが主な理由でございます。なお、この不用額につきましては、18年度の貸付金の財源に充当したところでございます。

以上で決算事項別説明を終わります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の329ページをお開きください。4行目(1)の資源づくりと持続的利用の推進につきましては、主な事業として漁獲管理対策と国際漁業対策に取り組みました。漁獲管理対策では、漁獲可能量(TAC)制度に基づきまして、マイワシ、マアジ、サバ類について漁獲の多い漁協とパソコンネットワークで接続し、迅速で的確な漁獲管理を実施いたしました。また、国際漁業対策では、昨年8月に我が国においても効力を生じました中西部太平洋まぐろ類条約に伴い拡大が認められました漁場を有効に活用するとともに、本県漁船の競争力を強化するため、これまで個々の漁船ごとに行っていた魚群探索をグループ化することでリスクを分散し、より効率的な新しい操業形態への移行を目指す漁業者の取り組みを支援したところでございます。今後とも、適切な資源管理、漁場利用秩序の維持、漁業と遊漁の調和を推進してまいります。

次のページをお開きください。中ほどの(3)健全な生態系を有する内水面の創造につきましては、主な事業といたしまして漁業取締監督について取り組み、取締関係機関や財団法人宮崎県内水面振興センター等が連携した漁業取り締まりを行いました結果、ウナギ稚魚(シラスウナギ)関係で5件、その他で14件の検挙実績がございました。今後とも、関係取締機関等の連携によりまして内水面の秩序維持を図るととも

に、遊漁者へのさらなるルールの周知徹底により密漁、密放流の防止に努めてまいります。

次に、332ページをお開きください。中ほどの（１）自立した水産業経営の確立につきまして、次のページの表の一番下になりますけれども、主な事業として漁協組織緊急再編対策について取り組み、漁協の合併など組織再編、事業基盤の強化を図るために、関係する漁協や市町村等に対しまして指導助言を行いますとともに、指導事業を行う宮崎県漁業協同組合連合会に対して助成を行いました。今後も関係団体と連携を深めながら、これまでの合併計画の見直しを含め、引き続き組織再編の促進を支援してまいります。

次に、334ページをお開きください。中ほどの（２）安全・安心な水産物の生産・流通体制の強化につきましては、主な事業として、新規事業のおさかな消費拡大と流通対策について取り組み、県や漁業関係団体などから成る「いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会」におきまして、本県水産物の５番目のブランド認証品として初めて水産加工品の「宮崎かつおうみっこ節」を認証いたしました。また、生産や流通にかかわる関係者に、消費地まで鮮度のよい状態で宮崎の魚を届けるための方法を普及するため、カンパチの鮮度保持マニュアルを策定いたしました。さらに、卸、仲卸へのPR事業といたしまして、東京の築地市場構内の運搬車に「宮崎のさかな」のシールを張りつけ、本県水産物のPRに努めたところでございます。今後も、消費者ニーズにこたえる水産物の供給とともに水産物の付加価値向上などに取り組んでまいります。

次に、337ページをお開きください。（２）多様な担い手の育成につきましては、主な事業

として、新規事業の水産業・漁村の多様な担い手づくり総合対策について取り組み、地域漁業を担うリーダーとして新たに漁業士３名を認定いたしますとともに、中核的漁業者協業体の活動に対する研修や情報提供等、経営改善計画の達成のための支援を行ったところでございます。今後も、地域漁業のリーダーとしての役割を担う漁業士を養成するとともに、意欲のある漁業経営体組織を中核的漁業者協業体として認定し、計画に基づく取り組みに対して制度資金等の支援を行ってまいります。

最後に、監査結果についてでございますが、一般会計につきましては、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

特別会計の沿岸漁業改善資金につきまして御報告いたします。

「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」の７ページをお開きください。一番下の（ウ）沿岸漁業改善資金特別会計につきましては、「貸付金の不用額が多額となっているので、資金需要も踏まえ、効率的な制度の活用についての努力が望まれる」という御意見でございます。先ほどの決算状況のところでも御説明いたしましたけれども、不用額の主なものは貸付金の執行残でございます。この貸付金につきましては、漁業者の投資意欲の減退や、長引く低金利に伴う資金そのもののメリットの低下などによりまして需要が低迷しておりましたので、漁船の建造や購入費用、高性能エンジンへの取りかえなど、段階的に融資対象の拡大を行うとともに、審査の手續を機動的に行うなど利用促進に努めているところでございます。また、今後の需要動向を勘案し、本年度（平成18年度）には、特別会計から一般会計及

び国庫に合計1,800万円の返納をすることにしたところでございます。

水産政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○田代漁港漁場整備課長** 漁港漁場整備課でございます。

それでは、お手元の平成17年度普通会計決算特別委員会資料の4ページをお開きください。漁港漁場整備課におきましては一般会計のみであります。平成17年度一般会計最終予算額は81億711万円、支出済額は66億6,576万1,462円となっております。翌年度への繰越額は、明許繰越で13億4,986万9,000円、不用額は9,147万9,538円となっております。執行率は82.2%、繰越額を含めた執行率は98.9%となります。

それでは、事項別明細について御説明いたします。資料の40ページから45ページをごらんください。まず、40ページになりますが、(目)水産業総務費につきまして、不用額が185万6,395円となっております。これは、人件費の公共事務費との振りかえに伴う残であります。

次に、同じページの下の段になりますが、(目)水産業振興費につきまして、不用額が1,536万5,000円となっております。これは主に、コイヘルペスウイルス病の発生が減少したため不用となったものであります。また、執行率が72.4%となっておりますが、これは事業の繰り越しによるものであります。その理由といたしましては、関係漁業者との調整に日時を要したことによるものであります。

次に、42ページの(目)漁港建設費におきまして執行率が81.7%、また、43ページの(目)海岸保全費におきましても執行率が87.1%となっておりますが、これはいずれも事業の繰り越

しによるものであります。その理由といたしまして、工法の検討や関係機関との調整に日時を要したものであります。

次に、43ページの中央、(目)漁港災害復旧費の不用額が1,470万7,000円、また、44ページの(目)水産災害復旧費の不用額が5,948万6,000円となっております。これはいずれも入札に伴う残となっております。また、事業の繰り越しによりまして、執行率がそれぞれ82.5%、86.9%となっておりますが、いずれも国庫補助決定のおくれによるものであります。なお、以上述べました繰越事業につきましては、本年12月までにすべて完成する予定であります。

以上で決算事項別明細の説明を終わります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の338ページをお開きください。まず、「安全で安心して暮らせる社会」を政策目標に、(1)の施策、県土の保全対策の推進につきましては、漁港の公共海岸保全に取り組んでおります。具体的には、海岸の局部改良事業と、3漁港において消波施設等を整備したところであります。この結果、「施策の評価」にありますように、台風時の波浪や高潮による浸水被害の防止が図られたところであります。今後も、漁港漁村地域の安全性を確保するために防災対策を進めてまいりたいと存じます。

次に、339ページになりますが、「力強い産業が営まれる社会」を政策目標に、(1)の施策、資源づくりと持続的利用の推進につきまして、栽培漁業定着化促進、漁場の水産基盤整備、水産施設災害復旧等について取り組んでおります。漁場の水産基盤整備についてであります。本県沿岸域は海岸線が単調で天然礁に乏しいこ



とから、魚礁などの人工構造物による漁場整備を計画的に実施しているところでもあります。この結果、アオリイカ産卵礁やカツオ、マグロを対象とした中層型浮魚礁を設置したところでもあります。次に、340ページになりますが、水産施設災害復旧につきまして、大きな被害を受けましたため、この復旧に努め、すべて完成したところでもあります。

次に、342ページをお開きください。(3)の施策、健全な生態系を有する内水面の創造につきまして、内水面漁業振興対策に取り組み、河川の資源増大を図るため、アユ、ウナギ等の稚魚を計画どおり放流し、また、ブラックバス等の外来魚の駆除を実施したところでもあります。

次に、344ページをお開きください。(3)の施策、安心を支える漁港・漁村機能の充実につきまして、漁港の水産基盤整備、漁港災害復旧等に取り組んでおります。具体的には、漁港の水産基盤整備につきまして、地域水産物供給基盤整備事業におきまして、都井漁港など16漁港の防波堤や岸壁等を整備したところでもあります。その結果、「施策の評価」にありますように、荷揚げ作業の安全性の確保や女性や高齢者の作業が容易になるなど、就労環境の改善が図られたところでもあります。次に、漁港災害復旧につきましては、富田漁港ほか4漁港における復旧が本年12月までには完了する予定であります。

平成17年度主要施策の成果につきましては以上でございます。

最後に、監査結果についてであります。監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議

のほどよろしくお願いたします。

○丸山主査 ありがとうございます。

執行部の説明がすべて終わりましたが、本日の審査は以上で終わりました。審議はあす行いたいと思っております。

10時開会にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

午後3時58分散会

平成18年12月1日（金曜日）

午後1時6分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成17年度決算の認定について

出席委員（9人）

主	査	丸山裕次郎
副主	査	外山衛
委	員	永友一美
委	員	星原透
委	員	水間篤典
委	員	前本和男
委	員	押川修一郎
委	員	高橋透
委	員	河野哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	長友育生
農政水産部次長 (総括)	永野明德
農政水産部次長 (農政担当)	黒岩一夫
農政水産部次長 (水産担当)	森末保治
部参事兼 農政企画課長	宮脇和寛
地域農業推進課長	玉置賢
営農支援課長	松尾通昭
農産園芸課長	村田壽夫
畜産課長	井好利郎
部参事兼 農村計画課長	石川善成

農村整備課長	後藤田悦男
水産政策課長	藤田仁司
部参事兼 漁港漁場整備課長	田代一洋
農水産物 ブランド対策監	小八重雅裕
団体調整監	假屋義成
担い手対策監	米良弥
農業改良対策監	荒武正則
消費安全企画監	吉田周司
家畜防疫対策監	浜口定男
技術検査監	松井郁治
国営事業対策監	佐藤公一
漁業調整監	那須司
漁港整備対策監	野田和彦
総合農業試験場長	齋藤尚
県立農業大学校長	近間儀博
畜産試験場長	児玉盛信
水産試験場長	佐藤信武

事務局職員出席者

議事課主査	湯地正仁
政策調査課主事	小城勇生

○丸山委員長 それでは、分科会を再開いたします。

昨日執行部の説明が終わりましたが、御質疑がありましたらお願いいたします。

○水間委員 農村計画課、313ページの地籍調査について聞きますが、報告をいただきますと進捗率が55%ぐらいということで、「概ね順調」ということのようにです。地籍調査は都城ほか19市町村でやられておりますが、県内の状況についてお聞かせいただけませんか。

○石川農村計画課長 地籍調査についてでございますけれども、合併後31市町村がございまし

て、その中で既に9町村については完了いたしております。今、委員の方からありました都城市ほか19市町村、計20市町村でございますけれども、これについて実施中でございます。それで、綾町と高鍋町の2町については、今休止の状態でございます。

**○水間委員** その中で、非常に地籍調査の進んでいる地区、あるいはまだ半分以上残っているような地区、そういうのは県内で残りの方でありますか。

**○石川農村計画課長** 非常に進んでいるところにつきましては、先ほど申しました9町村というのが進んでいると思います。おこなっているところにつきましては、どこということなかなか明言はできないでございますけれども、市部の方が、権利関係の調整とか難しい部分もありまして、そういった部分が全体的に見ればおこなっているところが多いということでございます。

**○水間委員** これは来年度、19年度からの話なんですけど、人口あるいは面積で新型交付税が創設されるという流れです。地方交付税のあり方で人口、面積、道路等の補正係数があるわけですが、地籍調査が進んでいないと、この問題には大変な不公平が出てくると思うんです。これは決算ですから、今回は6億8,600万ですか。私の地元小林市でも地籍調査の予算が毎年2,000~3,000万しかつかないということで非常におこなっている。しかし、やっていると境界の問題でなかなか前に運ばないというのも現実のようです。来年度からそういうような方向で始まるということですから、地籍調査も早く進めないと、三位一体の問題から交付税がカットされる。そういう問題が出てくるとするならば、早いうちに地籍調査を完了することが最大の効

果を生むんじゃないかと思うんですが、予算のとり方とか、これは国が3分の2ですね、そういう意味では要望を強めていくことをお考えいただきたいんですが、どうでしょうか。

**○石川農村計画課長** 地籍調査の促進につきましては非常に重要なことだと思っております。地籍調査を今後推進するためには2つの課題があると思います。まず、事業主体が市町村ということでもありますので、県もそうですけれども、市町村の財政的なものをきっちり確保していただかないといけないというのが第1点でございます。2点目といたしましては、事業主体が市町村ということで、職員体制の問題があると思っております。

1点目の予算の関係でございますけれども、県では、予算が厳しい中でございますが、市町村の要望を踏まえて、前年度に比べて100%の予算額を確保しているところでございます。あとは、市町村は財政が厳しいところでもありますけれども、そこを確保していただくというのが1点であります。

それと2点目の職員の関係でございますけれども、これにつきましても作業の一部外注化が18年度から全市町村でできるようになりましたので、こういったことを広めながら、互いに連携しながら促進をしていきたいと考えております。

**○水間委員** ぜひそこらあたりはよろしく願いたい。また、「施策の評価」では、九州の中でも進捗率が下の方だと、あるいは今のいろいろな問題もあるんですが、外注化して公共事業としてということもこの評価の中に入っているんですが、ここらあたりも含めて、県内の状況の一覧表があればください。そして九州の状況とあわせて表で御提出いただけませんか。

○石川農村計画課長 資料については提出させていただきます。

○水間委員 もう一点ですが、農政関係で予備費から充用された案件はありますか。

○宮脇農政企画課長 農政水産部の予備費の充用額は、2件で18万590円となっております。内訳は、公用車による交通事故の損害賠償に係るものが1件、あと一つは、職員の農家体験研修における農作業事故の損害賠償に係るものが1件でございます。

○水間委員 畜産課にお尋ねします。306ページ、地域肉用牛生産振興対策ですが、増頭・保留・地域支援対策含めて、効果はどのような評価をされているのか、お聞かせいただけませんか。

○井好畜産課長 お答えします。

地域肉用牛生産振興対策におきましては、大きな柱としまして、増頭対策、素牛の保留対策、地域のヘルパーや支援組織の育成を、基金を設けて幅広く助成をしていくことになっております。まず、産出額について言いますと、新しい数字として平成17年度が出ておりますが、本県の農業産出額は3,206億円ですけれども、その中で畜産は1,823億円ということで、前年に比べて50数億増加をいたしております。また、飼養頭数につきましては、18年の2月現在の数字で申しますと、肉用牛が27万900頭ということで全国で第3位、黒毛和種におきましては全国2位ということで、前年に比べてふえております。そういうことで確実に成果が上がってきていると思っております。特に肉用牛につきましては、この事業のねらいでもございますけれども、繁殖基盤がまだまだ脆弱だと考えておりますので、引き続き対策を進めていきたいと考えております。

○水間委員 次に、企業的肉用牛経営体育成の肉用牛舎の整備が6カ所になっていますが、この6カ所がどこあたりかおわかりであればお聞かせください。

○井好畜産課長 6カ所は、JA小林地区、都城市、旧高城町、JA西都市、都農町、高千穂町でございます。

○水間委員 これは趣旨はどういうことなんでしょうか。牛舎を整備してあげるというのは、JAの管内で要望があったところにはやってあげるということなんでしょうか。

○井好畜産課長 この事業のねらいにつきましては、企業的肉用牛経営体育成ということで、いわゆる担い手、中核的な経営をつくっていくというのが趣旨でございまして、特に肉用牛におきましては経営内一貫生産体制が今後望まれるということで、繁殖、肥育両方で経営を行って経営を安定していくというねらいがございます。そういうことで、繁殖農家が肥育を取り込んで繁殖、肥育するとか、肥育農家が繁殖経営の部門を導入するとか、そういう取り組みに対して施設整備の助成をしていくということでございます。

○水間委員 次の307ページですが、順次聞いていきたいんですけれども、供卵牛導入の高能力牛について、どの程度の能力を持った牛を高能力牛というんですか。点数で80何点以上とかあるらしいんですけども、そこらあたりはどうですか。また、どこから導入するのか。

○井好畜産課長 これにつきましては、県内の優秀な乳用牛の中から選びまして、最終的には20頭を畜産公社につないで採卵をしまして、県内の酪農家に優秀受精卵を供給して優秀な後継牛をつくっていくということでございます。年間100個を目標に進めているところでござい

ます。能力的には1万キロ以上。

○水間委員 飼料基盤活用促進の家畜保護施設整備4カ所ですが、箇所数はわかりましたので、どこらあたりのことか。繰り越した理由は何だったのか、お聞かせいただけませんか。

○井好畜産課長 この事業につきましては、飼料生産基盤と利用施設を一体的に進めるという事業でございまして、都城地区で実施をいたしております。酪農家6戸が参加をいたしまして、それぞれ畜舎の整備等を進めております。1カ所繰り越しになっておりますが、高城町から御池の方に移転をされる方で、転石が発見されたということで場所の変更等もございまして繰り越しになっております。実際には18年の4月30日に完了いたしております。

○水間委員 最後に1点、みやざき地頭鶏の素ひなの安定的な生産・流通対策ですが、これは50万羽体制に持っていくという話で、決算では25万3,000羽ということですが、非常に今、都会の焼鳥屋さんで人気がある、人気があると言いながら、なかなか地頭鶏が食べられないという現実もあるようですが、そこあたりの流通体制はうまくいっているのでしょうか。そこら辺の評価をいただきたいんですが。

○井好畜産課長 おっしゃいましたように確かにブームになってございまして、非常にありがたいこととさせていただきます。現在のところ引く手あまたということで、足りないという状況は間違いないと思います。それに対しまして、平成23年には完全に50万羽にするということで徐々に進めております。かぎを握りますのは、最終的にコマースのひなを供給する種鶏場を整備していくという意味で、13年度から小林市のひなセンターが動き出して急激にふえて、25万羽体制まで現状来ていますし、昨年から日南の方

で10万羽体制が立ち上がりまして、ことしの10月から供給を開始しております。今年度JA日向の方でそれに取り組んでいただくということで20万羽を予定しておりますので、合わせて50万羽になっていくということで、当面50万羽を目指していきたいと考えております。規模的に申しますと、秋田の比内地鶏が50万羽程度でございまして、ブランドなり銘柄としての一定の量としては50万羽をまず目指していこうということでございます。

○水間委員 本県ブランドのみやざき地頭鶏がすばらしい躍進を続けているんですが、一番私たちが心配するのは、素ひなが、最初試験場から小林に来て、そして日向がうちもくれ、日南でもやる。底辺を広げることについては仕方がないのかなと思います。何でもそうですが、西都でマンゴーがいいというのと、今度は野尻でもつくる。結果的に、年代をかけておいしくなったものと3年か4年しかしないものが同じ流通に乗っていく。当然甘さが違ったりして味が違うんですよ。私が言いたいのは、1つの地域に、あなたのところは地頭鶏の素ひなやりなさい、これは小林が産地ですよ。あるいは日向が産地ですよ。西都はマンゴー、ピーマンをやりなさいと、そういう地域的なものを考えながらのものはどうなのか。あんまりいいと、みんなが手を出して味をおかしくしてしまうんじゃないかと思うんですが、そんなことを言われた経験はないですか。これは部長にも聞きたいんですが。

○井好畜産課長 地頭鶏につきましては、確かに今、小林市のひなセンターに移って拠点になっているんですけども、もともと県内全域に生産者の方は幅広くいらっしゃいます。それと、生産者を中心に関係者と協議会を設けておりま

して、それこそ牛や豚と違って手探りで始めてきたということです。そういう意味で、一緒に勉強、研究しながら、技術等も統一しながら進めているということです。そこ辺のところは宮崎県の地頭鶏としてですね。先ほど言いましたように数をどんどんふやせばいいという話でもないでしょうから、そこ辺を見据えながら、数は50万なら50万という目標を持った上で進めていくことが大事だと思っております。

**○水間委員** これは完全に話が飛ぶのかもしれませんが、リコーカップありましたね。横峯さくらさんが優勝したときに、地元の商品として1年分のフルーツだったみたいです。フェニックスの場合は知事賞が現金100万ですか。相撲は九州場所は牛肉ですよ。特産品をあげるということは非常に素晴らしいことなんです、しかし、テレビに映るところが余りない。写真だけ後でやっているところが見えるだけですが、今後の宮崎県の商品ブランド、生産物のPRの仕方、一生懸命やっておられると思うけれども、なかなか結果がついてこない。「今度優勝は地元は何でした」と聞いたら「1年分のフルーツでした」と言うから、1年分のフルーツというのは、どんなものがどこまで行くのかわからんのですが、そういうことを考えますと、せっきく農政水産部でいろんなブランド商品をつくっている中で、1年分の牛乳だっていいじゃないかと思う。これは17年度の決算ですけども、18年度ももう終わりですが、そういうことを考えながら進めていただいていると思いますが、もうちょっとPRできる部分、押していく部分、やっていただければと思うんですが、どうですか。

**○長友農政水産部長** 県内の農畜水産物のPRですけれども、おっしゃいましたように県内で

開催されるイベントで副賞として出しておりますし、大相撲は6場所出しております。今回の九州場所は特選の牛肉1頭分と野菜、果物1トンを贈呈しております。相撲は、おっしゃったようにテレビに映らない場合がございますので、幸い私どものブランドの方で、東京、名古屋、大阪、福岡でフェアを別途やっておりますから、相撲の会場に見えたお客さんはちゃんと聞いて帰られますけれども、そうでないお客さんに対してはそれぞれの大消費地でフェアをやりまして——実は先週の日曜日に名古屋でやりましたけれども、そういうのも大都市でやっておりますので、いろんな仕掛けをやりながらPRに努めていきたいと考えております。

**○高橋委員** 今のブランドに絡んでですけど、276ページにブランド認証が26商品、56産地となったということで評価がありますが、認証されて、その商品に付加価値がついてといますか、要は農家の手取りがふえることがいい評価であって…。そういうものがありましたら、具体的に例を挙げていただくといいんですが。

**○小八重農水産物ブランド対策監** 具体的に価格的に調べてみますと、17年産で商品ブランドになったものと経済連の一般の単価を比較しますと、商品ブランドは131%の単価になっております。一般的に流れるものと比べて商品ブランドになっているものは30%ぐらい高くなっているということです。

**○高橋委員** 心配するのは、他の産地にまねをされるといいますか、ネーミングして売り込むブランドもあると思うんです。他県からまねをされて、そっちの方が逆に売れちゃって、宮崎が被害を受けるようなものがあるんでしょうか。

**○小八重農水産物ブランド対策監** 具体的にど

れという話はないですけど、マンゴーも鹿児島県や福岡県あたりもつくっているという話を聞いていますし、キンカンにおいても、うちは「たまたま」というブランドで出していますけど、鹿児島県も新たにつくっていると。そういうことで追いかけてきてはいますけど、最初に走っているということで、今後も高品質のものをつくってトップを走らないといかんとは思っています。いろんな切り口があると思いますけど、それぞれの切り口でやっていきたいと思っていますところですよ。

○高橋委員 定着させるのに時間もかかりますからすぐにはいかんと思うんですけども、商標登録制度が改定になって、4月1日から地域ブランドも登録できるようになったということですが、残念ながら宮崎県はだめだったらしいですけど、そこで縛りをかけてもらえればまねされることを防げるわけですよ。それを目指していただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、312ページの家畜排せつ物処理施設、「今後とも、『野積み』『素堀り』の未然防止を図り」ということでありますが、法によって禁止されましたから、それが見受けられるのかどうか実態を教えてくださいたいと思います。

○井好畜産課長 家畜排せつ物の処理施設につきましては、家畜排せつ物法が制定されまして、それに基づいて整備を進めております。県内には畜産農家が約1万2,000戸ございますけれども、法の対象とする規模の農家は約4,500戸ございます。それにつきましては施設を整備してしっかり管理をしていくことになっているんですけども、随時、国の事業、県の事業等使しまして整備を進めてきました結果、現在のところ、法においては簡易なシートをかぶせるとい

うことでもクリアできることになっておりますので、それらを含めますとほぼ全戸で整備が済んだと考えております。

○高橋委員 法じゃなくても、済んだということで理解をさせていただきます。

次に行きます。わからないものですから教えてください。330ページの水産政策課の関係で、密漁はわかるんですけど、密放流というのは、在来種以外のものを放流するという意味ですか。

○藤田水産政策課長 県におきましては内水面漁業調整規則というのを定めてございまして、そこで「移植の禁止」というのを定めてございまして、その中に4つ生物の種類を特定してございまして、ブラックバスとブルーギルとアメリカザリガニとライギョ（カムルチー、タイワンドジョウ）を指定してございまして、こういうものがむやみやたらに県内の河川域に放流されると、既存の水産動植物に影響が出るということで、これを禁止しているということでございまして。

○高橋委員 外来種がだめであるという規定だと思んですけど、かなり報道もされていますから、県内でもいろいろと被害が出ていると思うんです。対策としては、パトロールといいますが監視といえますか、そういった現状はどうでしょうか。

○田代漁港漁場整備課長 先ほど出ましたブルーギル、ブラックバスにつきましては、3カ所を主な採捕、駆除場所として指定して駆除しております。他の地域につきましても官だけでやるには、河川も多いし、ため池もありますので、釣り大会でブラックバスの大きなものを釣った者にはこのような商品をとるか、持って帰って食べていただくために食べる方法の宣伝普及と

か、そのような形で補助事業を使いながら駆除をやると同時に、県民の御協力も得ながら進めているところです。

○高橋委員 3カ所駆除という地域を具体的に教えてください。

○田代漁港漁場整備課長 3カ所は、祝子川、小丸川、御池になります。

○高橋委員 もう一点、漁業取締監督でウナギの稚魚関係が実績で5件。その他というのは何でしょうか、教えてください。

○那須漁業調整監 その他は、海面関係のモジャコ密漁とかその他が入っております。

○藤田水産政策課長 具体的に申し上げますと、モジャコといいますのはブリの稚魚でございます。シラスウナギと同じように小さいものは基本的には採捕が禁止されておりますけれども、養殖用の種苗としてとる分には採捕を許可という形で解除しております。そういったものの違反がある。ほかに小型底引き網漁業とかまき網漁業、イセエビにおきまして密漁があったということで、その計がその他ということになります。

○星原委員 1点だけなんです、今年の6月の定例会で、委員の要望ということで、農畜産物の流通対策に取り組むべしと。これはなぜかといいますと、原油の高騰とか京浜航路の中止とかいろんな問題があって、生産者や運送業、輸送業の人たちだけでは限界に来ているということで、県としてどのような取り組みをなされていくかということが要望として上がっておったような形なんです、今年の6月以降、農畜産物の流通に対しての取り組みはどのような形で行われてきたのかをお聞かせいただくとありがたいんですが。

○村田農産園芸課長 今年の6月定例会でござ

いましたが、その後の取り組みでございますけれども、17年から19年までの事業の青果物等圏域輸送合理化促進事業を利用いたしまして、昨年度は経済連におきまして、県内の農協の一元分荷・一元配車体制の取り組みの検討会を開きまして、今年の10月1日から一元配車体制がスタートしております。今年度も予算を入れまして、それぞれの農協、経済連を結ぶコンピューターシステムを入れて合理的に行くような形にしておりますが、それが本格稼働するのは2月からでございます。現在は手作業も含めながら一元配車体制等に取り組んでおるところでございます。

○星原委員 そういう取り組みが始まったということですが、問題は、生産者あるいは運送関係の業者等に対してどういう形で負担軽減されていくのか。今言われたような話でかなり違ってくるとらえていいんですか。それはそれとして、県としては、総合交通関係とか全庁的な形での取り組みは考えていらっしゃるんですか。

○村田農産園芸課長 一応期待される効果といたしましては、今までは農協ごとにトラック業者との契約をやっておりまして、荷物が半分だろうが3分の1だろうが持っていかにやいかんというようなことがありましたが、1台の車を満車にして出ていけるということになりますと、コストは下がるのかなと期待しておりますし、重点市場に対する有利な販売は期待されるところでございますが、今のところまだ始まったばかりでございますので、その部分は期待があるだけで、具体的な数字としては出てきておりません。

それと、それだけでいいのかという話ですが、今カーフェリーが少なくなっている中で、コス



トを下げるためには、モーターシフトということで大量輸送をしていかにかいかんという中で、JR貨物のコンテナへの移行とか、県内にフェリーがないとするならば大分からの出発とか、県外のJRの基地等も訪問して、その辺も含めまして今総合交通課といろいろ検討会をやっているところでございます。

○星原委員 前に、スカイネットアジアが運航を始めたということで、全日空なんかの航空便が大型便から小型便になってきて航空輸送ができなくなって、我々地元もそうなんですけど、花なんかは、一元化、集約するのはいいんですけど、福岡に運ぶとか鹿児島に運ぶとなると、夜中の1時、2時に起きて準備しなくちゃいけない。だから、何とか県内で朝集荷できるようにしてもらわんと困るみたいな話もあったんですが、1カ所にそういう形でやることのよさはあるんでしょうけど、逆に、そこに集荷するとかいろんなことで、農家の人たちの労働的な負担という部分は想定はされていないんですか。

○村田農産園芸課長 例えば花の場合、宮崎空港から航空便が飛ばなくなったということで、花、特にスイートピーにつきましては鮮度が命といいますか、少しでも早く着いた方がいいということもございまして、言われたように、福岡空港や鹿児島空港に横持ちしたりというのが出てまいりますので、その辺はなるべく集めてコストを下げていくというのももちろん大事ですけれども、今言われたみたいに、そうなる地域によっては夜中まで選果作業をしなくちゃいけないとか、朝早く出荷しなくちゃいけないとか出てまいりますので、例えば日南のJAはまゆうにおきましては、独自に時間帯を設定しています。ほかの地域は大体宮崎の集配送センターに持ってくるんですけれども、はまゆうは

量も多いということもございまして、独自の流通体系をとっておるようございまして。

○星原委員 流通対策の中で、一番の大消費地は関東圏だと思うんです。2番目は関西圏かなと思います。そうすると、陸便、先ほど言われた鉄道便は時間が多少は短くなりますよね。その次は中京圏か九州だと思うんです。ブロック別に距離的なもので流通コストを考えると、販路を拡張していくとか見つけていく、そういう形で輸送を考えるということはされていないものなんですか。

○村田農産園芸課長 おっしゃるとおり、東京に送るやり方、北海道、関西、九州に送るやり方。九州の場合は陸送が十分行けるわけですし、関西方面であれば、フェリーがまだ幸いにして走っておりますので、フェリーを中心としたトラック輸送。関東につきましても、大分航路のフェリーもございまして、JRがトラックと一緒に着きますので、その辺を勘案しながら配送していくと。経済連も地域ごとの出荷方法というのは検討しております。

○星原委員 10月から始まったばかりだそうですから、いろんな問題等もまた出てくると思いますけれども、ぜひそういう面で努力をしていただきたいと思います。

○前本委員 330ページの大淀川に関する内水面漁協の問題なんですけれども、シラスウナギが大変漁獲量が下がって、免許、いわゆる鑑札を持っている人たちの年間漁獲量が少なく、2グラム足りないために3人ぐらいの採捕者が免許更新ができんという心配をなさっておったんですが、大淀川はシラスウナギが大変少なくなったと。生活がかかっているんですが、その基準の見直しあたりはどのようにお考えになっているかお聞かせください。

○藤田水産政策課長 シラスウナギの許可を与える際には、従来からやみに流すというような部分が疑われておりまして、できるだけ出荷量の多い人を優先的に許可を与えようというのが基本の考え方にございます。ただ、全県一律にやっておるわけではなくて、考える際には、各河川ごとに昨年度の採捕状況とほかの方との出荷状況を比べて基準を算出しておりまして、特定の人について差別的に扱って許可をしないということではございません。ただ、どこかに基準を設けて、限られた許可をできるだけ多く取って出荷する方に与えて有効に活用してもらおうということで、許可の基準を設けて許可をするかしないかの判断をさせていただいておるといふことにございます。

○前本委員 採取する場所も、あんたはここ、こうこうと言われて、とれん場所に回されるということになって、たった2グラムというのが2人か3人おって、その人たちが鑑札取り消しと言われて、生活に困るといふような話で随分心配されてたんです。その基準が河川ごとに違ふとおっしゃいましたけど、漁獲量というのには年度によって違ふでしょうし、また場所によって違ふでしょう。暴力団関係の密漁業者じゃない、専門業者であると。宮崎にも内水面漁協というのがありますよね。そこらあたりの判断である程度柔軟な対応はできるのかどうか教えてください。

○藤田水産政策課長 特別な事情として我々が考えておりますのは、例えば体の調子が悪くてその期間採捕できなかったといふような事情につきましては、医療の証明書があれば、それは特別な考慮として認めてございます。一方で、今、委員がおっしゃいましたように、同じ河川の中で場所によって不公平が生じるといふ可能

性はございます。ただ、我々がどこでやりなさいといふのもなかなか難しゅうございますので、漁協の中で、時期とか日にちによって不公平感のないようにローテーションを組むとか、くじ引きをするなりして決めてごさいといふことで指導をさせていただいてございます。

○前本委員 具体的な例ですけど、本人じゃなくて家族の病気は認めるかどうかといふ相談を受けたんですけど。

○藤田水産政策課長 非常に個別具体的な話なので、一般論として申し上げるのは難しゅうございますけれども、許可をもらった方が、御家族のいろんな状況によって何十日も介護みたいな形で従事せざるを得なかったといふことが客観的にわかれれば、それは我々の方で個別に事情をお聞きして判断をさせていただくといふことになろうかと思ひます。

○高橋委員 301ページの焼酎王国宮崎原料用かんしょ振興対策、振興対策協議会といふのがあるみたいですが、どういふ団体、方々が入っていらっしやいますか、教えてください。

○村田農産園芸課長 これは県の組織といふことで、農産園芸課長が会長で、あとは振興局、普及センター、農協がメンバーになっております。

○高橋委員 カンショを必要とする酒造会社は入っていないわけですね。

○村田農産園芸課長 焼酎メーカーも入っておりまして、その人たちの必要量とか、どこから入れているのかとか、その辺の需給量の検討をやっております。その結果、昨年は県内の生産量がふえて、県外と県内の比率が50%になりました。焼酎用原料のカンショは今まで鹿児島から入ってきたのが多かったんですけど、昨年は宮崎県内産の方が県外産よりも多くなつてきて

おります。

○高橋委員 県内に芋焼酎をつくっている酒造会社は結構あると思うんです。それに宮崎県内の原料用カンショの供給が追いついていないと理解していいんですよね。

○村田農産園芸課長 そのとおりで、加工は7割ぐらいは県外産、特に鹿児島からのものが多かったです。

○高橋委員 何でこんなことを聞いたかといいますと、最近私はある焼酎を買いましたら、名前を言いますと、「杜氏潤平」というのがあるじゃないですか。一般的なやつじゃない、年に1回しか出さない特別な焼酎みたいなんですけど、たしかカンショが志布志産だったと思うんです。米はえびの産でした。付加価値がついている焼酎だと聞いているんですけど、この辺で我が県内ももうちょっと力を入れるべきだなと、そこら辺を対策協議会でもっと努力していただくといいかなと思って聞いてみました。

○村田農産園芸課長 地区協議会をつくっておりますのは、北諸が焼酎用原料カンショが一番多いものですから北諸、あとは、日南市も一緒に入ってくるんですけど、南那珂の北郷町が地区協議会という形です。

たしか「杜氏潤平」というのは日南の方の焼酎じゃなかったですか。

○高橋委員 酒蔵は飢肥だけど、社長はたしか宮崎の方ですね。

○村田農産園芸課長 あとは県北といいますか、県中、児湯地区にもあるんですけども、今のところ組織的に動いているのは北諸地区と北郷町、あとは県域一般で酒造会社等も集めながら需要量等の調査、調整等をやっておるところです。

○高橋委員 地区協議会というのは、今おっし

やった2地区しかないということで理解せにやいかんとですか。

○村田農産園芸課長 はい、そういうことです。

○高橋委員 先ほど言いましたように、我が県内には酒造会社が多いわけで、今以上に原料用のカンショを必要とするわけですよ。こういう組織をもうちょっと強化していただいて、地区をふやしていただくような努力をいただくといいかなと思って、要望しておきます。

○丸山主査 ほかにございませんか。

なければ、以上をもって農政水産部の質疑を終了します。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

---

午後2時8分再開

○丸山主査 それでは、分科会を再開します。

まず、本分科会に付託をされました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山主査 それでは、議案第7号についてお諮りいたします。

原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山主査 御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。主査報告の項目として特に御要望はございませんか。

○星原委員 特別ないんですが、今回、公共3部は、昨年度のことで官製談合まで出ましたから、そういう意味を受けて審査をしろということであって、我々はそれで審査をしてきたわけで、今回事件になっておる会社の問題は、17年

度においては我々の分科会としてはなかったと、それで認定したということを入れるべきじゃないかと思しますので、主査、副主査で協議していただいて、我々の方にまた提案していただければいいのかなと思います。

○高橋委員 17年度の決算認定ですよ、これは18年度以降の要望を入れるとまずいんですか。

○丸山主査 休憩します。

午後2時10分休憩

---

午後2時11分再開

○丸山主査 分科会を再開します。

○高橋委員 要望をひとつ。新聞でもいろいろと今回の談合事件に絡んで落札率のことがかなり注目されておりますが、本県もかなり全国的に高いということで批判をされています。要望として、「一層透明性を高めることに努める。そして今後入札改革を執行部としても進めてほしい」ということを入れていただくと助かります。

○丸山主査 ほかにございませんか。

なければ、正副主査の方に御一任いただくとありがたいんですけども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山主査 それでは、そのようにいたします。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山主査 ないようですので、以上をもって分科会を終了いたします。

午後2時12分閉会